

1 高齢者人口の状況

① 高齢者人口の推移と推計

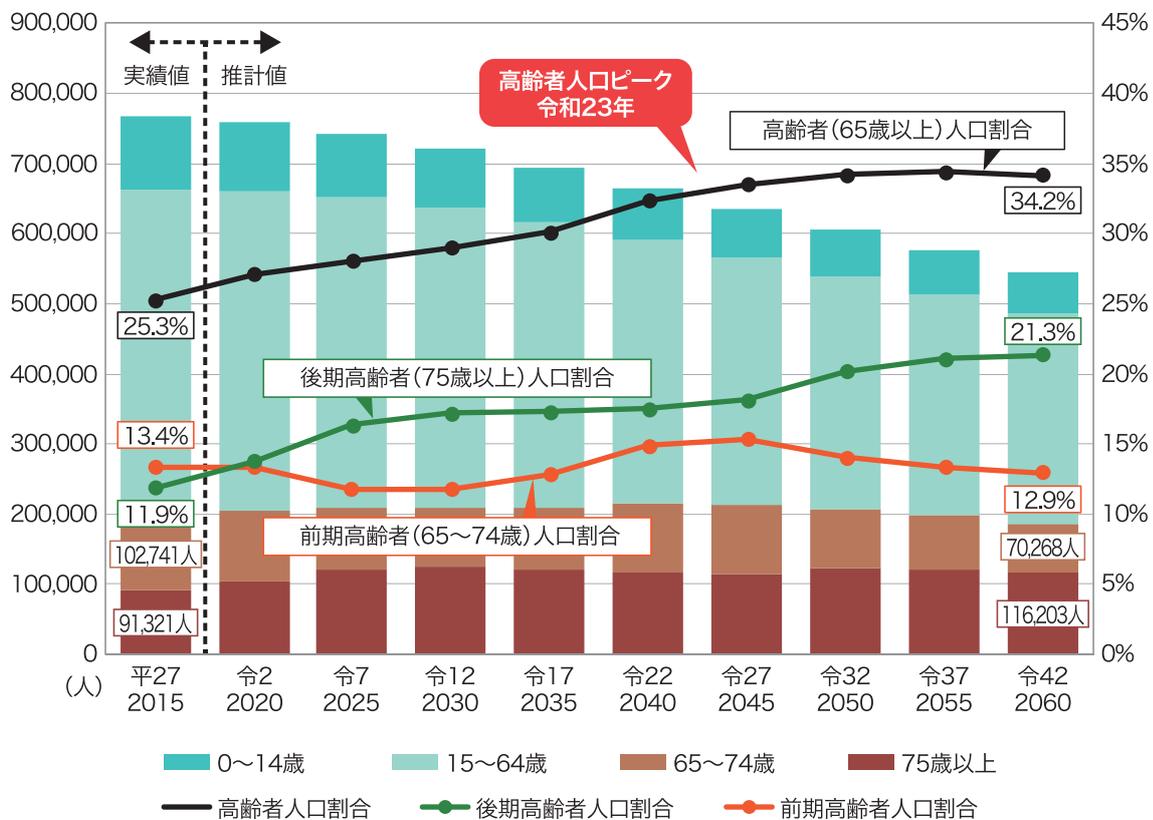
ア 高齢者人口は令和23(2041)年まで増加

東三河地域の総人口が減少過程の中、65歳以上の高齢者人口は、いわゆる「団塊の世代」が75歳以上となる令和7(2025)年以降も増加傾向が続き、令和23(2041)年に21万5,382人とピークを迎え、その後は減少に転じると推計されます。

イ 進展する東三河の高齢化率(令和25(2043)年には3人に1人が高齢者)

高齢化率(総人口に占める65歳以上の高齢者人口の割合)は、令和36(2054)年まで増加傾向にあると推計されます。高齢者人口は令和23(2041)年以降は減少傾向となりますが、若年人口の減少の方が大きく、令和23(2041)年以降も高齢化率が進展する見込みです。

■ 図表2-1 総人口の推移と推計[東三河全体]



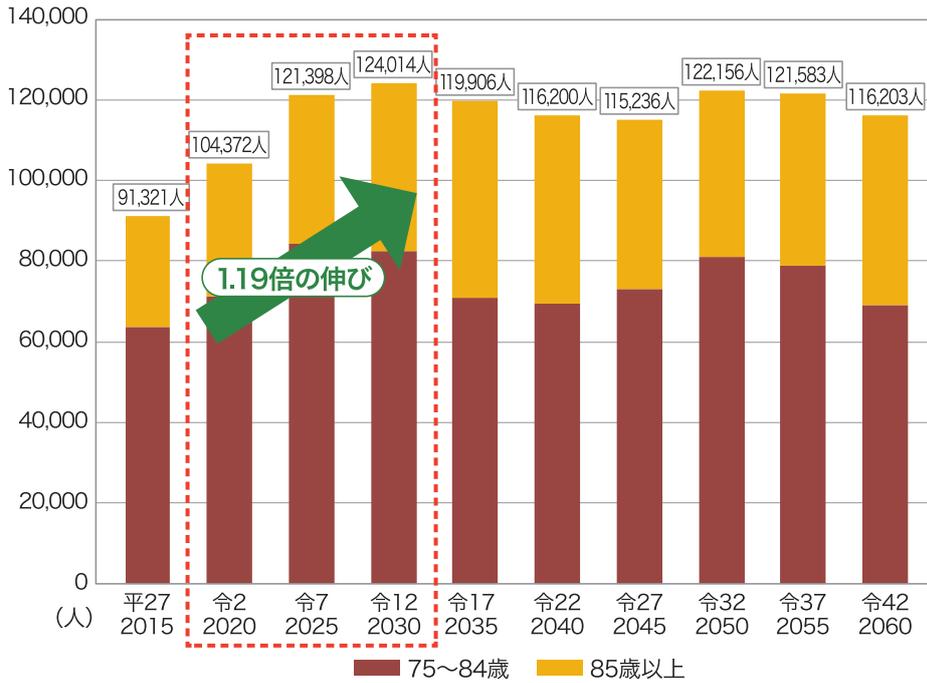
※令和元年10月1日現在を基準日として、平成27年～令和元年の住民基本台帳(外国人を含む)人口を使用し、男女別×年齢1歳別にコーホート要因法により推計

② 75歳以上の高齢者人口の推移と推計

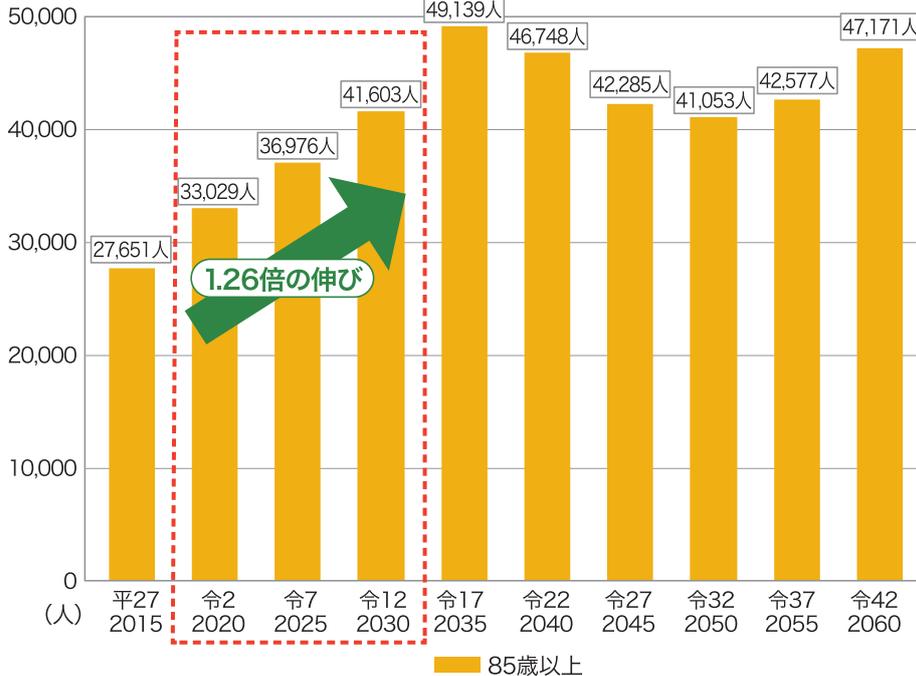
ア 令和18(2036)年にかけて、85歳以上の高齢者人口が急増

75歳以上人口は、令和2(2020)年から令和12(2030)年までの10年間に於いて、急速に増加することが見込まれます。中でも、85歳以上の人口は、75歳以上人口の増加率を上回る勢いで増加し、その後も令和18(2036)年まで一貫して増加することが見込まれます。

■ 図表2-2 75歳以上の人口の推移と推計[東三河全体]



■ 図表2-3 85歳以上の人口の推移と推計[東三河全体]



※令和元年10月1日現在を基準日として、平成27年～令和元年の住民基本台帳(外国人を含む)人口を使用し、男女別×年齢1歳別にコーホート要因法により推計

③ 圏域別の高齢化率と高齢者人口の推移と推計

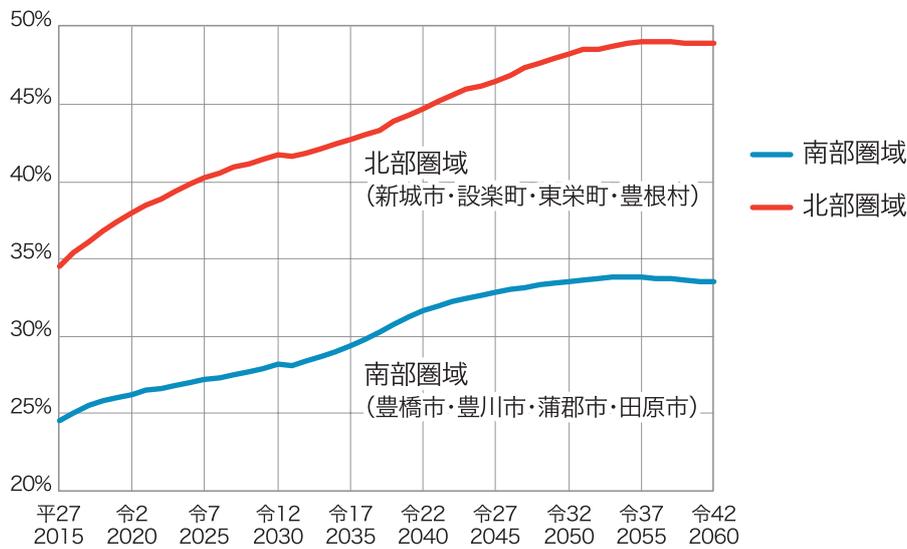
ア 北部圏域の高齢化率は南部圏域より10ポイント以上高い

高齢化率や高齢者人口に着目すると、南部圏域（豊橋市、豊川市、蒲郡市、田原市）と北部圏域（新城市、設楽町、東栄町、豊根村）では、その値に大きな差が出ると見込まれます。

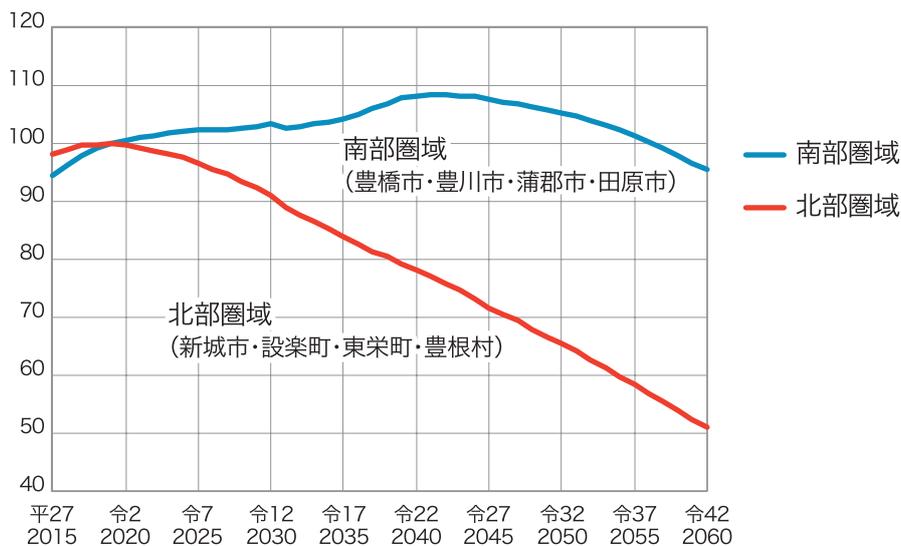
イ 南北圏域ともに高齢化率は令和37（2055）年頃まで進展

北部圏域においては、高齢者人口は急激に減少していくものの、高齢化率は進展を続け、令和36（2054）年には、約半数が65歳以上になると見込まれます。

■ 図表2-4 高齢化率の推移と推計 [東三河2区分]



■ 図表2-5 令和元年度を100とした場合の高齢者人口の推移と推計 [東三河2区分]



※令和元年10月1日現在を基準日として、平成27年～令和元年の住民基本台帳（外国人を含む）人口を使用し、男女別×年齢1歳別にコーホート要因法により推計

2

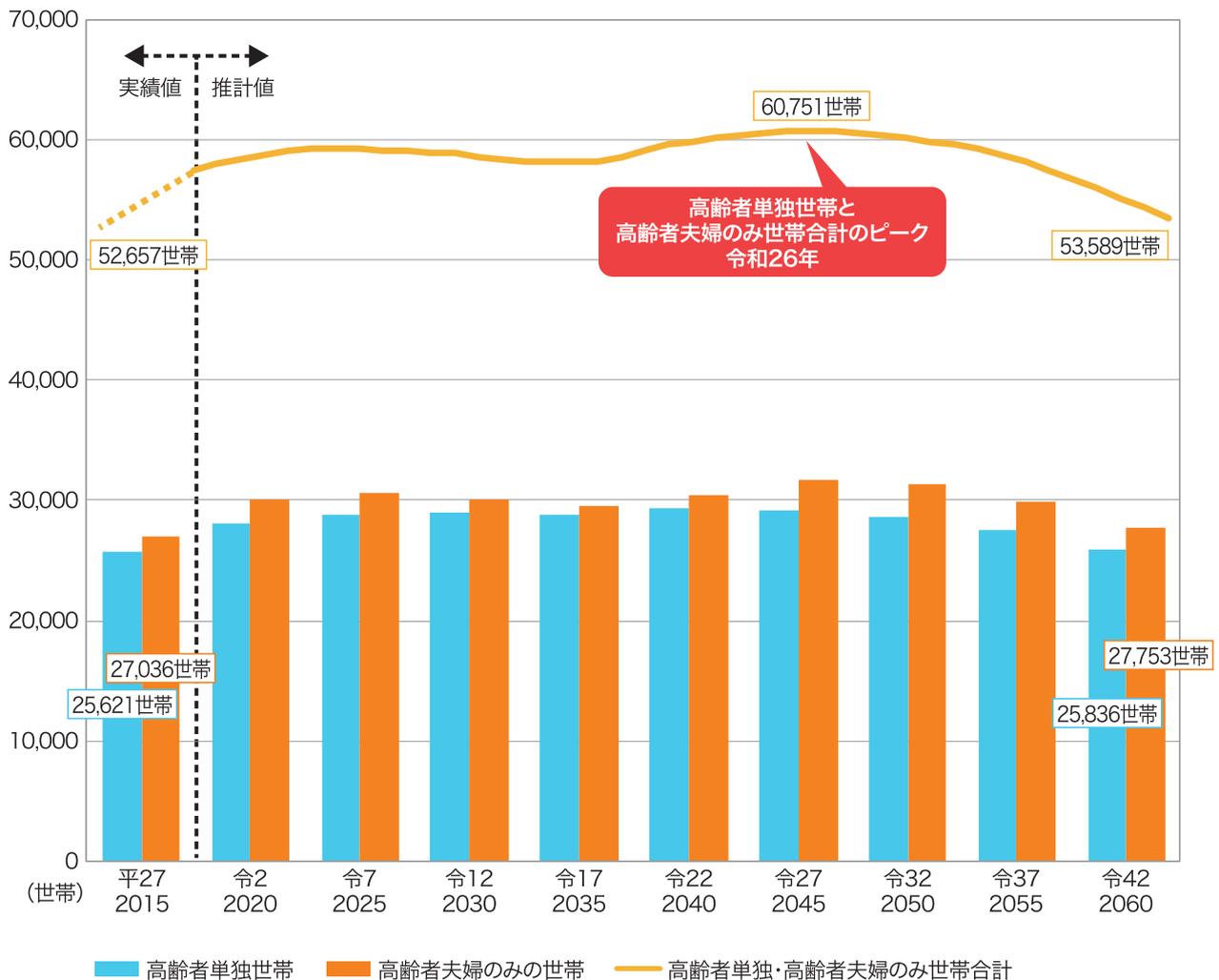
高齢者世帯（高齢者単独世帯・高齢者夫婦のみの世帯）の状況

① 高齢者世帯数の推移と推計

ア 高齢者夫婦のみの世帯は令和28(2046)年まで微増

高齢者単独世帯数は、令和22(2040)年まで(やや増減があるものの)増加し、その後減少に転じる見込みです。高齢者夫婦のみの世帯は、令和6(2024)年以降減少しますが、令和18(2036)年を境に、令和28(2046)年まで増加します。

■ 図表2-6 高齢者単独世帯・夫婦のみの世帯数の推移と推計[東三河全体]



※平成27年10月1日現在の世帯及び人口(国勢調査)を基準データとして、平成27年～令和元年の住民基本台帳(外国人を含む)を使用した推計人口に対して、男女別×年齢5歳階級別に世帯主率法により推計
 ※高齢者夫婦のみにについては、夫の年齢のみを使用して世帯主率法を擬して推計

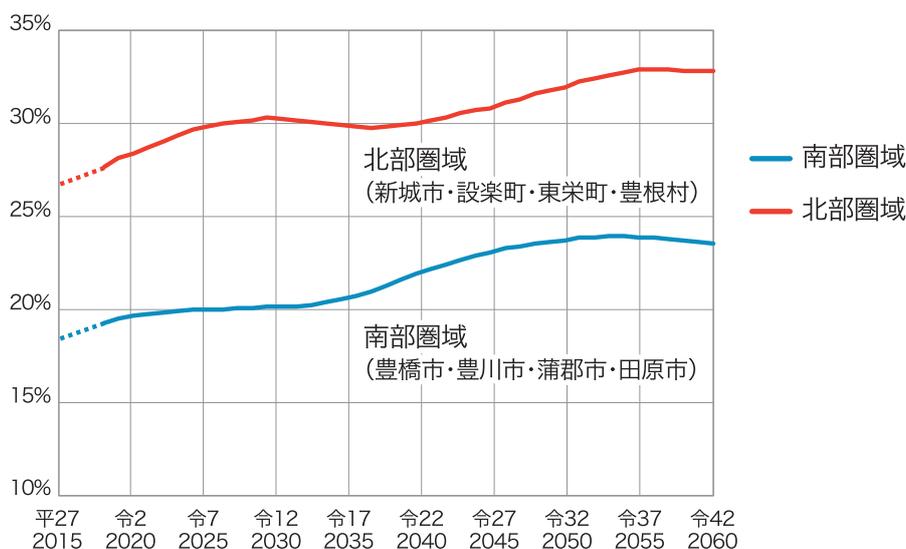
② 圏域別の総世帯に占める高齢者世帯の割合

ア 北部圏域の高齢者世帯割合は南部圏域より10ポイント程度高い

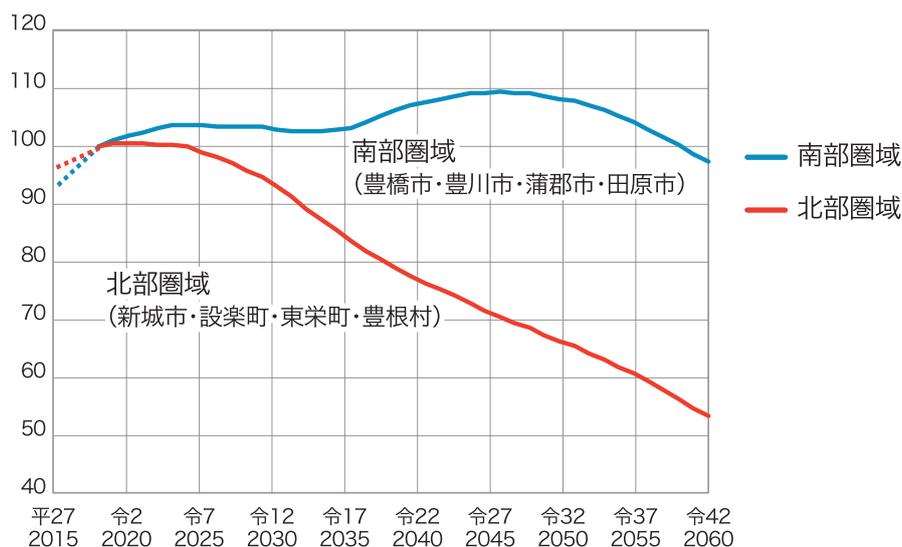
南部圏域(豊橋市、豊川市、蒲郡市、田原市)と北部圏域(新城市、設楽町、東栄町、豊根村)の総世帯に占める高齢者単身世帯・高齢者夫婦のみの世帯の割合に着目すると、南部圏域と北部圏域は、その値に大きな差が出る見込みです。

イ 北部圏域は令和10(2028)年に全世帯の約3割を高齢者世帯が占める

■ 図表2-7 総世帯に占める高齢者単身・夫婦のみの世帯の割合の推移と推計[東三河2区分]



■ 図表2-8 令和元年度を100とした場合の高齢者単身・夫婦のみの世帯の推移と推計[東三河2区分]



※平成27年10月1日現在の世帯及び人口(国勢調査)を基準データとして、平成27年～令和元年の住民基本台帳(外国人を含む)を使用した推計人口に対して、男女別×年齢5歳階級別に世帯主率法により推計
 ※高齢者夫婦のみにについては、夫の年齢のみを使用して世帯主率法を擬して推計

3 要介護等認定者（要介護認定者・要支援認定者）の状況

① 要介護等認定者数の推移と推計

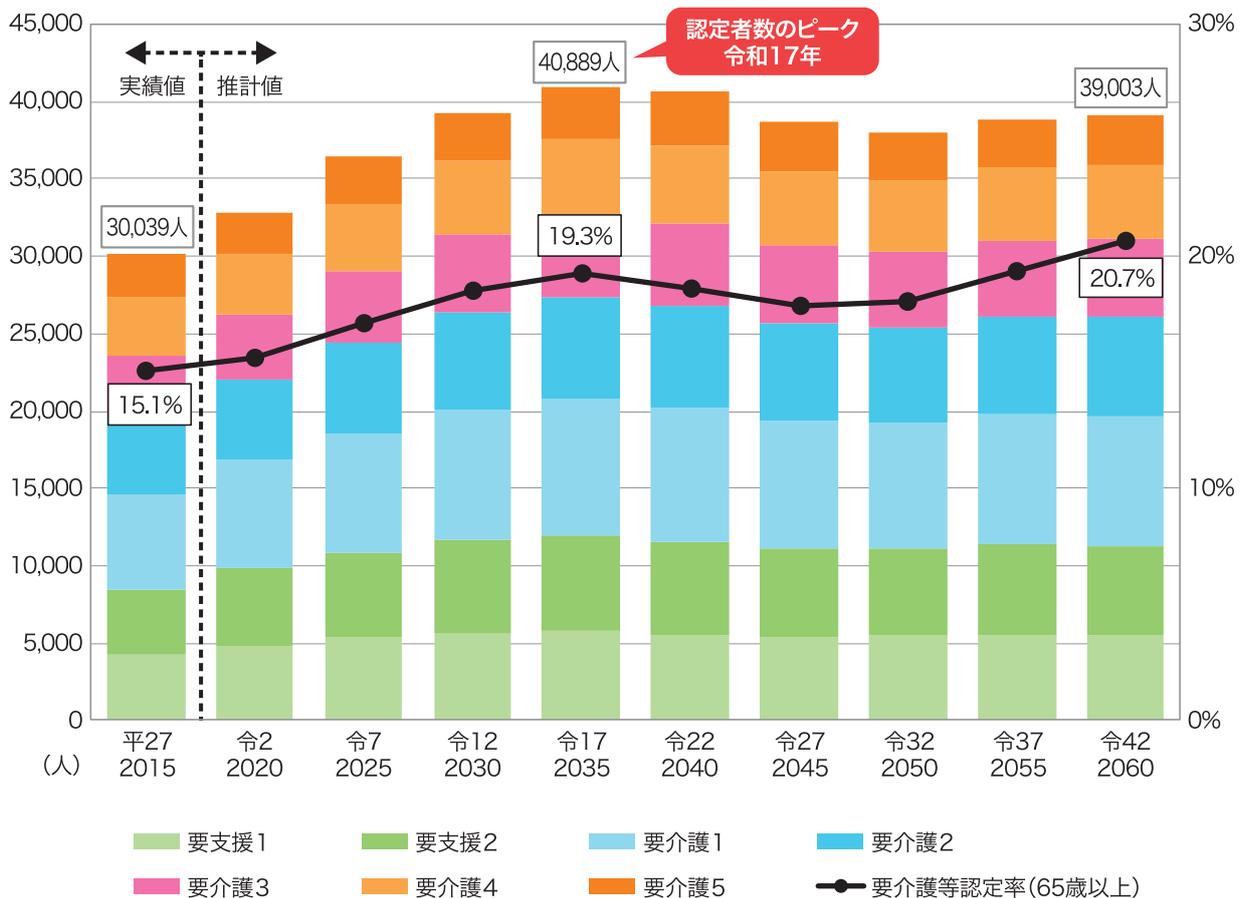
ア 4万人前後を推移する要介護等認定者

要介護等認定者数は、今後当面増加し続け、ピークの令和17(2035)年には4万889人になることが見込まれます。令和17(2035)年以後要介護等認定者数は減少する見込みですが、令和33(2051)年を境に再び増加に転じることが見込まれます。

イ 要介護等認定率は後期高齢者(特に85歳以上)の増加に準じて上昇

要介護等認定率は、当面は増加傾向で推移しますが、令和16(2034)年を境に一旦減少に転じ、その後令和29(2047)年から増加する見込みです。

■ 図表2-9 要介護等認定者数の推移と推計[東三河全体]



※令和元年10月1日現在の男女別×年齢5歳階級別の人口及び令和元年9月30日現在の要支援・要介護認定者数を基準として推計

② 圏域別の要介護等認定率と認定者数の推移と推計

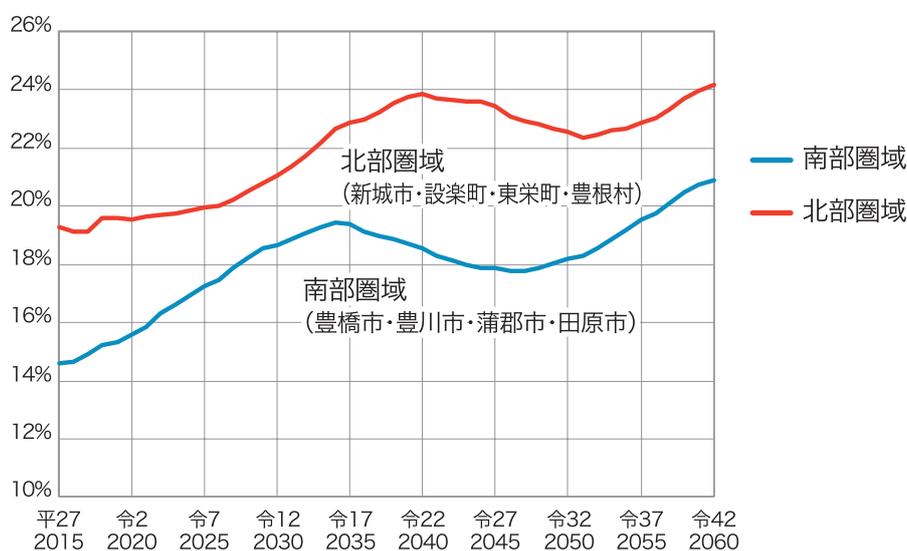
ア 北部圏域の要介護等認定率は南部圏域より5ポイント前後高い

南部圏域(豊橋市、豊川市、蒲郡市、田原市)と北部圏域(新城市、設楽町、東栄町、豊根村)の要介護等認定率に着目すると、南部圏域と北部圏域は、ピークとなる年が異なるなど、その値に差が出る見込みです。

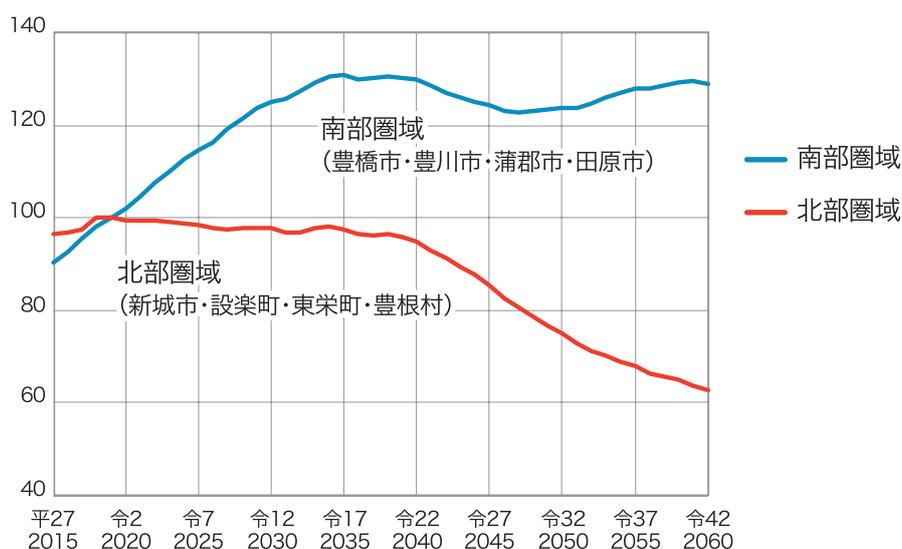
イ 増加傾向にある南部圏域の要介護等認定者

北部圏域の認定者数は、今後減少していくと見込まれます。南部圏域においては、要介護等認定者数は急速に増加が見込まれ、令和17(2035)年頃にピークを迎えると見込まれます。

■ 図表2-10 要介護等認定率(第1号被保険者)の推移と推計[東三河2区分]



■ 図表2-11 令和元年度を100とした場合の要介護等認定者数の推移と推計[東三河2区分]



※令和元年10月1日現在の男女別×年齢5歳階級別の人口及び令和元年9月30日現在の要支援・要介護認定者数を基準として推計

③ 各歳別の要介護等認定率

ア 加齢とともに認定率は上昇

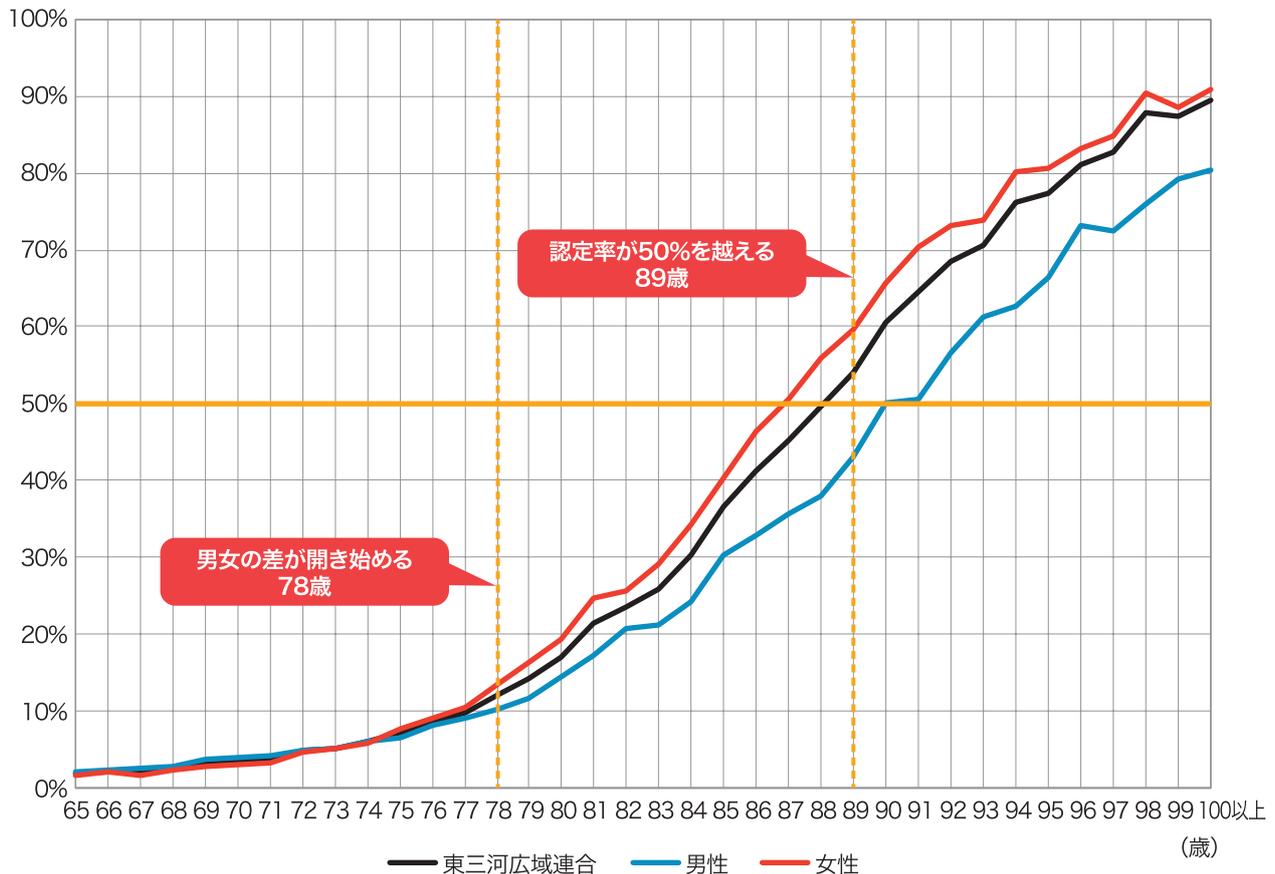
65歳以上の要介護等認定率は15.8%、75歳以上の認定率は27.8%、85歳以上の認定率は54.4%と、年齢が高くなるにつれ、認定率も上昇します。

イ 認定率が50%を超える年齢は89歳

東三河地域では、各歳別の認定率は78歳から男女で差が開き始め、年齢が高くなるにつれ認定率は上昇し続け、89歳になると過半数が認定を受けている状況です。男女別では、男性が90歳、女性が87歳になると過半数が認定を受けており、男女で年齢に大きな差があります。

また、圏域別に過半数が認定を受ける年齢を確認したところ、男女別の状況や年齢等に東三河全体の結果と大きな違いは見られませんでした。

■ 図表2-12 各歳別の要介護等認定率[東三河全体]



※令和元年9月30日現在の要介護等認定者データに基づき集計

4 年齢階級別の要介護度の割合

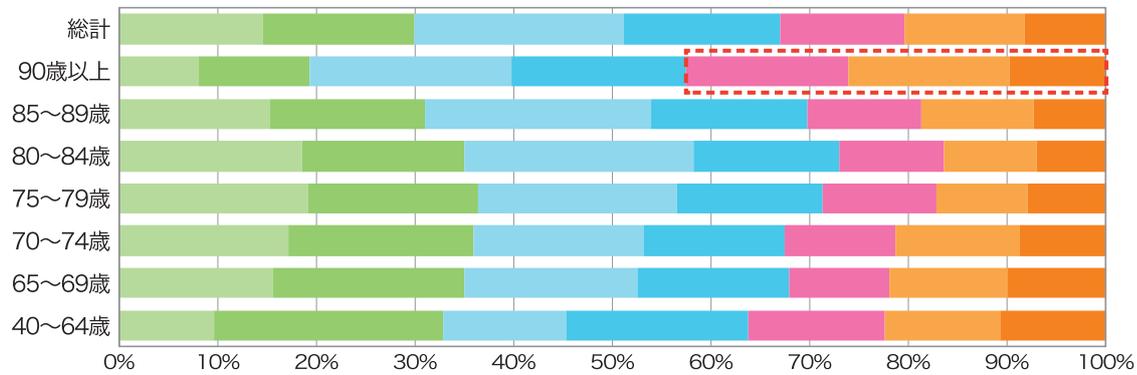
ア 重度認定者の割合は80～84歳まで逡減

年齢階級別に要介護度の割合を比較すると、80歳～84歳を中心として、年齢階級が低くなるにつれ、また年齢階級が高くなるにつれ、要介護3以上の重度認定者の割合が増加します。90歳以上では、4割以上の方が要介護3以上の重度認定者となっています。

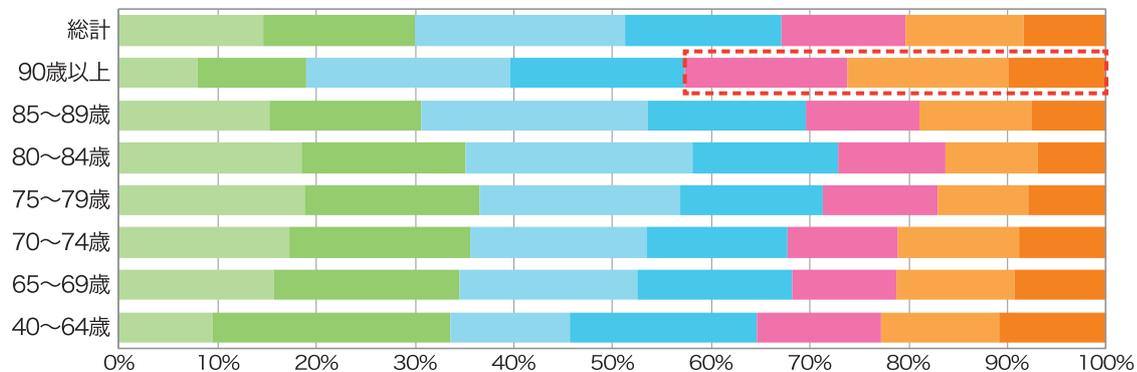
イ 北部圏域では若年層の約半数が重度認定者

北部圏域の40歳から64歳の認定者の内、4割以上が要介護3以上の重度認定者となっています。

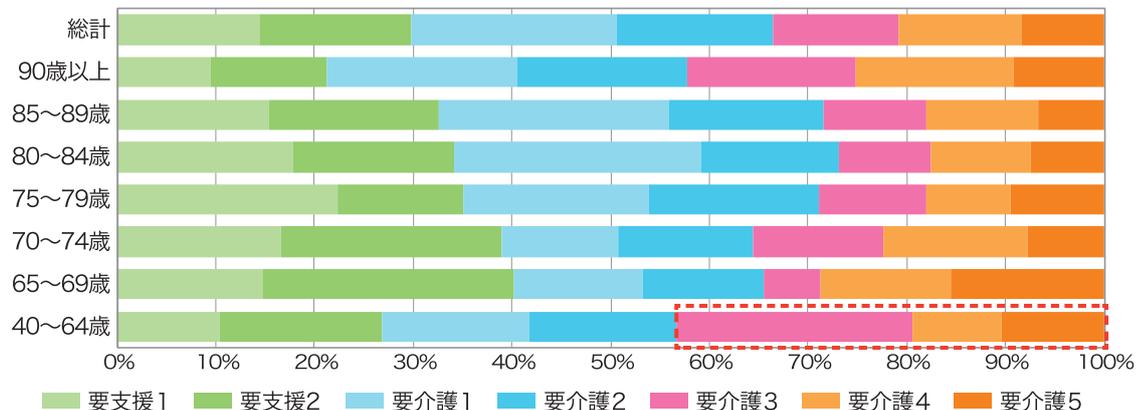
■ 図表2-13 年齢階級別の要介護等認定者の割合 [東三河全体]



■ 図表2-14 年齢階級別の要介護等認定者の割合 [南部圏域]



■ 図表2-15 年齢階級別の要介護等認定者の割合 [北部圏域]



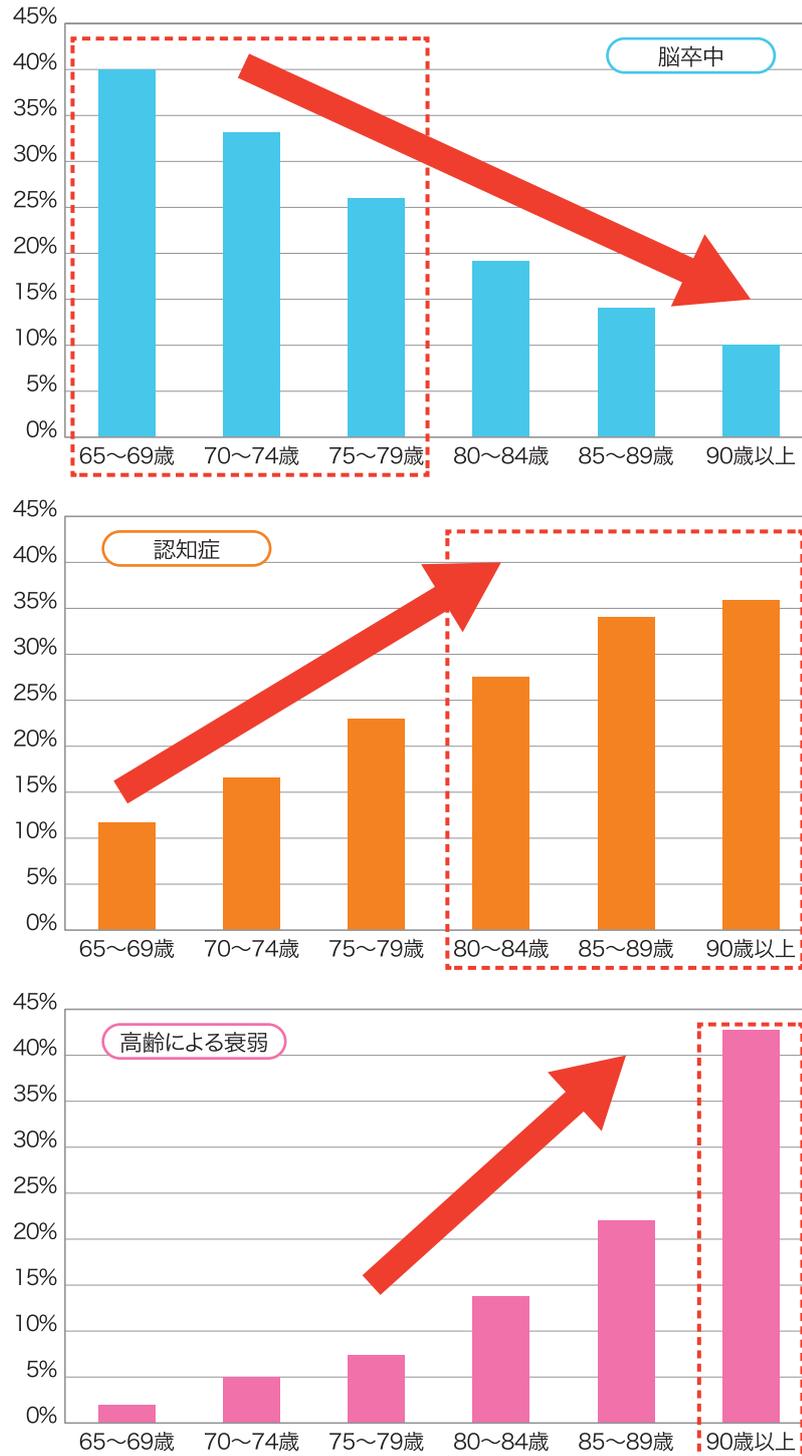
※令和元年9月30日現在の要介護等認定者データに基づき集計

⑤ 年齢階級別の介護を必要とする原因の割合

ア 介護を必要とする原因は年齢階級別で顕著に異なる

介護を必要とする主な原因を年齢階級別に比較すると、65歳から79歳までは「脳卒中」、80歳以上は「認知症」、90歳以上は「高齢による衰弱」の割合が高くなっています。

■ 図表2-16 介護が必要になった主な原因[東三河全体]



※令和元年度「介護保険・高齢者福祉に関するニーズ調査(要介護等認定者)」の回答結果を集計

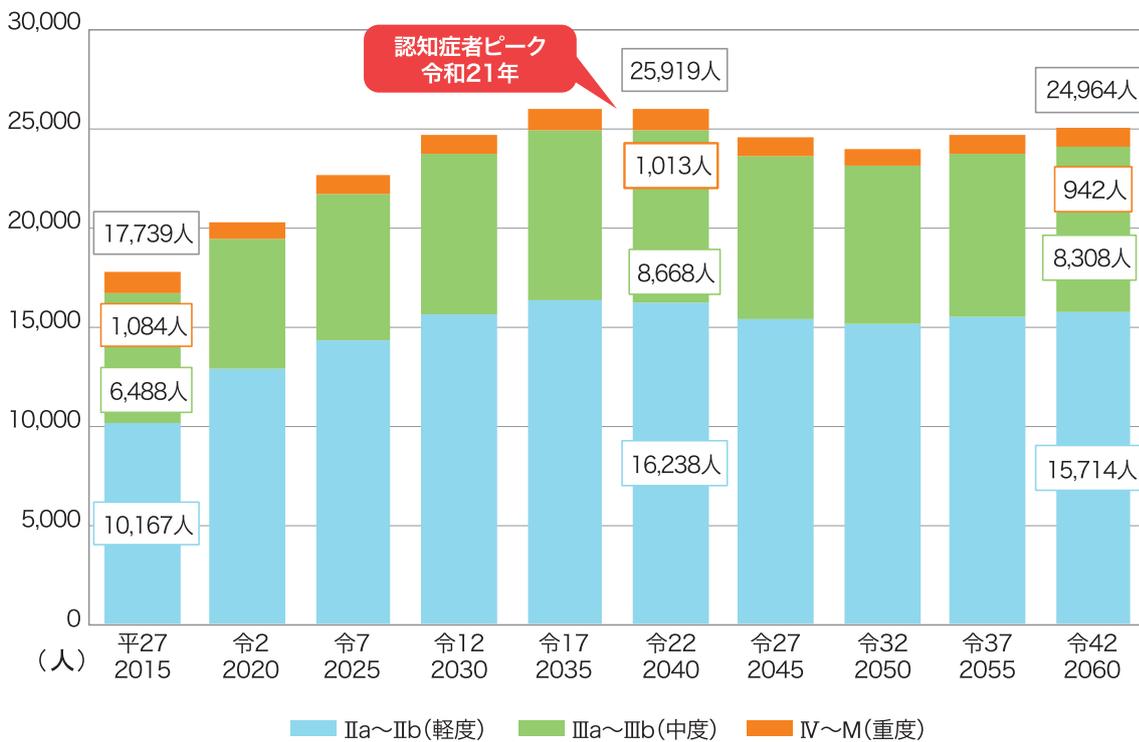
4 認知症高齢者の状況

① 要介護等認定者に占める認知症者の推移と推計

ア 認知症者数は2万5千人前後を推移

65歳以上の要介護等認定者に占める認知症者の数は、平成30(2018)年には2万人を超え、ピークとなる令和21(2039)年には2万6,017人になると見込まれます。要介護等認定者に占める認知症者の割合は、令和元(2019)年実績で61.5%となっています。

■ 図表2-17 認知症者数の推移と推計[東三河全体]



※令和元年10月1日の男女別×年齢5歳階級別の人口及び9月30日時点の要介護等認定者情報を基準として推計
 ※65歳以上(第1号被保険者)を対象に調査

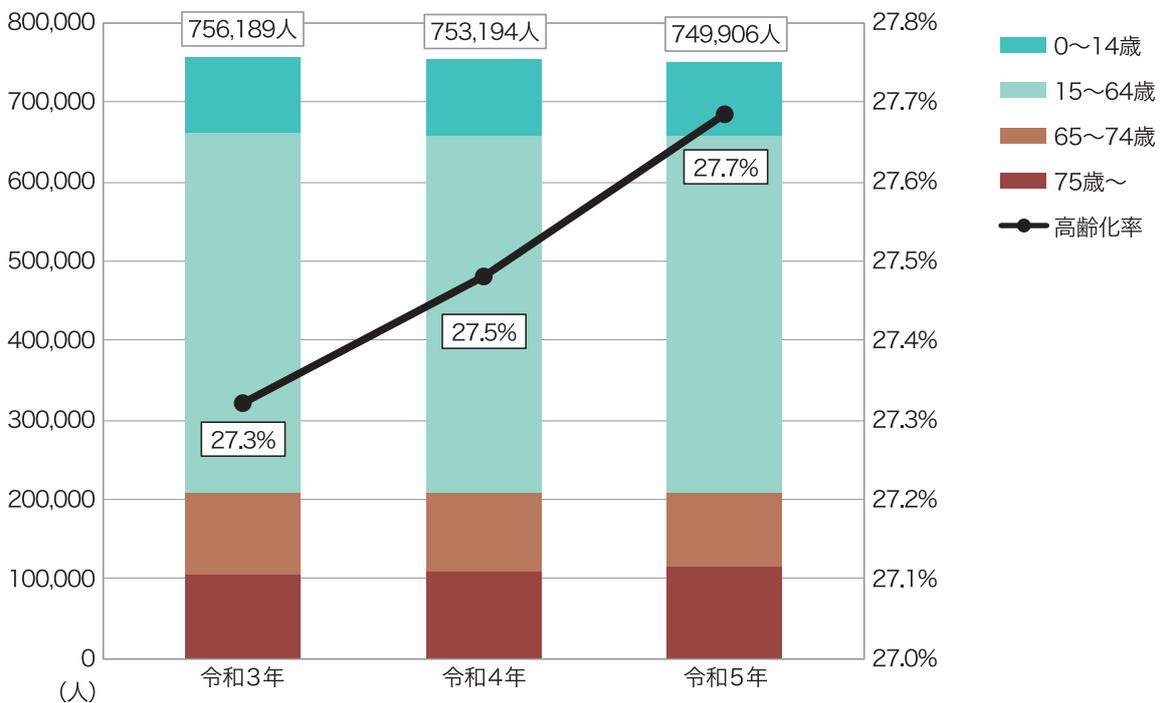
※認知症自立度について
 I.何らかの認知症を有するが、日常生活は家庭内及び社会的にほぼ自立している。
 II.日常生活に支障を来すような症状・行動や意思疎通の困難さが多少見られても、誰かが注意していれば自立できる。
 II a.家庭外で上記IIの状態が見られる。
 II b.家庭内でも上記IIの状態が見られる。
 III.日常生活に支障を来すような症状・行動や意思疎通の困難さが見られ、介護を必要とする。
 III a.日中を中心として上記IIIの状態が見られる。
 III b.夜間を中心として上記IIIの状態が見られる。
 IV.日常生活に支障を来すような症状・行動や意思疎通の困難さが頻繁に見られ、常に介護を必要とする。
 M.著しい精神症状や問題行動あるいは重篤な身体疾患が見られ、専門医療を必要とする。
 (出典)「認知症である老人の日常生活自立度判定基準」の活用について」
 (平成5年10月26日老健第135号、厚生省老人保健福祉局長通知)

5 第8期事業計画期間における各種推計値

① 高齢者人口の推移と推計

東三河地域の総人口は、令和3年から令和5年にかけて緩やかに減少する見込みですが、その一方、65歳以上の高齢者人口は増加することが見込まれます。総人口の減少と高齢者の増加により、高齢化率のさらなる上昇が見込まれ、第8期事業計画の最終年度である令和5年には、高齢化率は27.7%に達すると推計しています。

■図表2-18 第8期事業計画期間中の高齢者人口の推移と推計[東三河全体]



■図表2-19 第8期事業計画期間中の年齢区分ごとの推移と推計[東三河全体]

年齢区分	令和3年	令和4年	令和5年
0～14歳	97,182人	95,847人	94,296人
15～64歳	452,407人	450,370人	448,004人
65～74歳	101,568人	97,883人	93,858人
75歳以上	105,032人	109,094人	113,748人
合計	756,189人	753,194人	749,906人

■図表2-20 第8期事業計画期間中の高齢者人口と高齢化率の推移と推計[東三河全体]

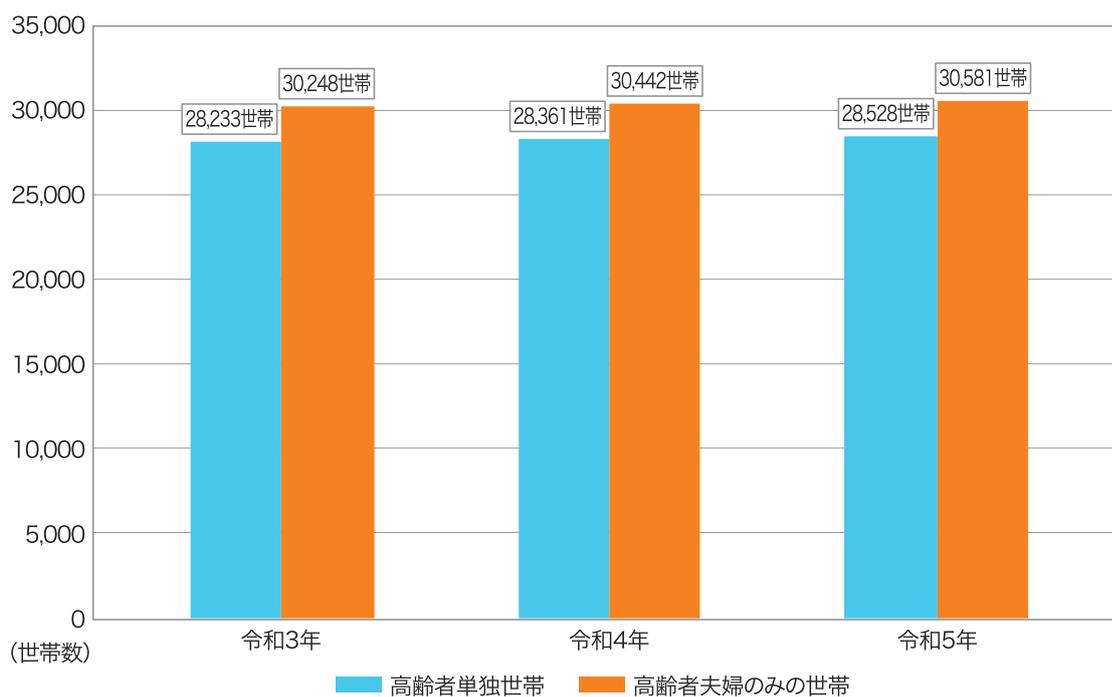
区分	令和3年	令和4年	令和5年
高齢者人口	206,600人	206,977人	207,606人
高齢化率	27.3%	27.5%	27.7%

※令和元年10月1日現在を基準日として、平成27年～令和元年の住民基本台帳(外国人を含む)人口を使用し、男女別×年齢1歳別にコーホート要因法により推計

② 高齢者世帯数の推移と推計

東三河地域の高齢者単独世帯及び高齢者夫婦世帯は、令和3年から令和5年にかけて緩やかに増加することが見込まれます。第8期事業計画の最終年度となる令和5（2023）年度の高齢者世帯は、65歳以上の一人暮らし高齢者が28,528世帯、65歳以上のみの高齢者夫婦で生活する世帯は30,581世帯で、合わせると全世帯の20.5%を占めると推計しています。

■図表2-21 第8期事業計画期間中の高齢者世帯数の推移と推計[東三河全体]



■図表2-22 第8期事業計画期間中の総世帯数と高齢者世帯ごとの推移と推計[東三河全体]

世帯数	令和3年	令和4年	令和5年
総世帯数	289,032世帯	289,014世帯	288,880世帯
高齢者単独世帯数	28,233世帯	28,361世帯	28,528世帯
うち前期高齢者単独世帯数	12,593世帯	12,134世帯	11,625世帯
うち後期高齢者単独世帯数	15,640世帯	16,227世帯	16,903世帯
高齢者夫婦のみの世帯数	30,248世帯	30,442世帯	30,581世帯

■図表2-23 第8期事業計画期間中の高齢者世帯割合の推移と推計[東三河全体]

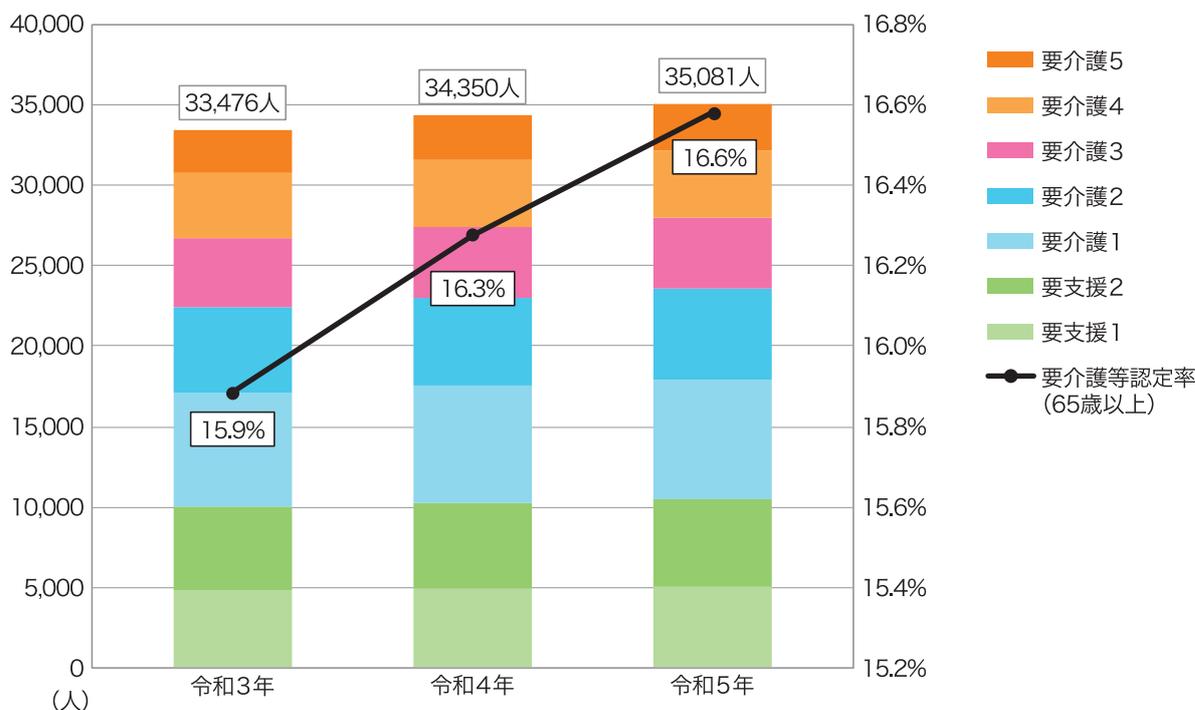
世帯率	令和3年	令和4年	令和5年
高齢者単独世帯率(①)	9.8%	9.8%	9.9%
高齢者夫婦のみの世帯率(②)	10.5%	10.5%	10.6%
高齢者のみの世帯率(①+②)	20.2%	20.3%	20.5%

※平成27年10月1日現在の世帯及び人口(国勢調査)を基準データとして、平成27年～令和元年の住民基本台帳(外国人を含む)を使用した推計人口に対して、男女別×年齢5歳階級別に世帯主率法により推計
 ※高齢者夫婦のみについては、夫の年齢のみを使用して世帯主率法を擬して推計

③ 要介護等認定者数の推移と推計

要介護等認定者数は、高齢者人口の増加とともに、令和3年から令和5年にかけて緩やかに増加していくことが見込まれます。第8期事業計画の最終年度となる令和5（2023）年度の要介護等認定者数は35,081人、65歳以上の要介護等認定率は16.6%になると推計しています。

■ 図表2-24 第8期事業計画期間中の要介護等認定者数及び65歳以上の認定率の推移と推計[東三河全体]



■ 図表2-25 第8期事業計画期間中の要介護度別の認定者数の推移と推計[東三河全体]

40歳以上の認定者数	令和3年	令和4年	令和5年
要介護5	2,756人	2,823人	2,880人
要介護4	4,019人	4,121人	4,201人
要介護3	4,243人	4,359人	4,456人
要介護2	5,381人	5,525人	5,644人
要介護1	7,097人	7,294人	7,459人
要支援2	5,157人	5,279人	5,383人
要支援1	4,823人	4,949人	5,058人
合計	33,476人	34,350人	35,081人

■ 図表2-26 第8期事業計画期間中の要介護等認定率の推移と推計[東三河全体]

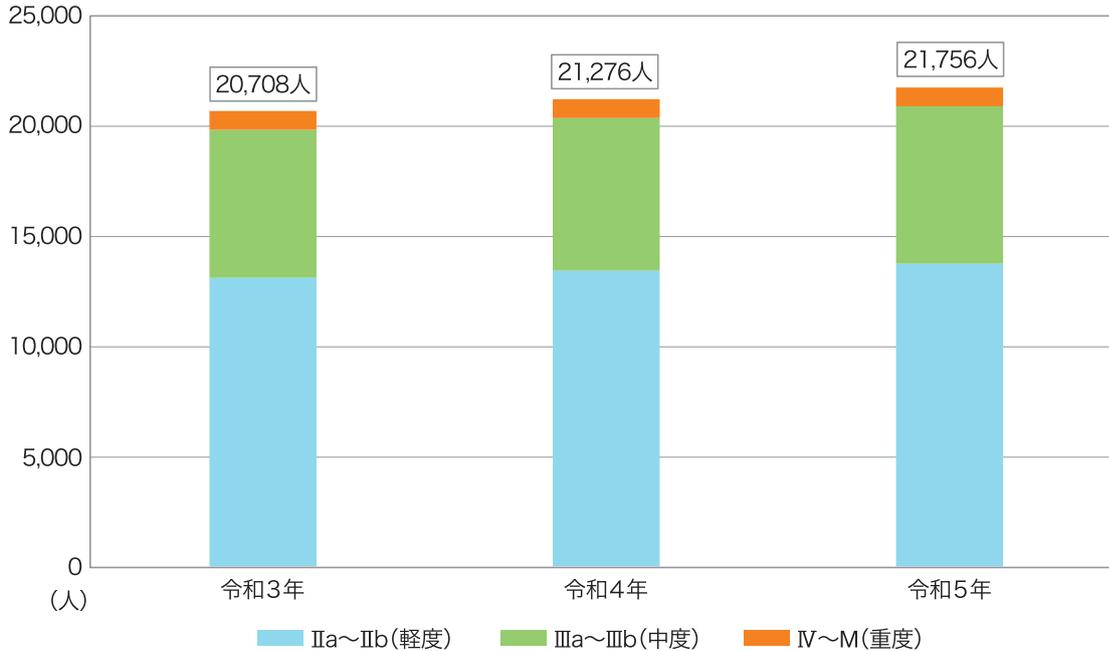
65歳以上の認定者数・認定率	令和3年	令和4年	令和5年
認定者数(①)	32,816人	33,689人	34,423人
被保険者数(②)	206,600人	206,977人	207,606人
要介護等認定率(①/②)	15.9%	16.3%	16.6%

※令和元年10月1日現在の男女別×年齢5歳階級別の人口及び令和元年9月30日現在の要支援・要介護認定者数を基準として推計

4 認知症者数の推移と推計

認知症者数も、65歳以上の高齢者人口の増加とともに、令和3年から令和5年にかけて緩やかに増加していくことが見込まれます。第8期事業計画の最終年度となる令和5（2023）年度の65歳以上の認知症者数は、21,756人になると推計しています。

■ 図表2-27 第8期事業計画期間中の認知症者数の推移と推計 [東三河全体]



■ 図表2-28 第8期事業計画期間中の認知症自立度ごとの推移と推計 [東三河全体]

認知症自立度	令和3年	令和4年	令和5年
認知症自立度(自立~I)	12,879人	13,075人	13,519人
認知症自立度(II~M)	20,708人	21,276人	21,756人
IIa~IIb(轻度)	13,134人	13,500人	13,807人
IIIa~IIIb(中度)	6,721人	6,905人	7,064人
IV~M(重度)	853人	871人	885人

※令和元年10月1日の男女別×年齢5歳階級別の人口及び9月30日時点の要介護等認定者情報を基準として推計
 ※65歳以上(第1号被保険者)を対象に調査

※認知症自立度について
 I.何らかの認知症を有するが、日常生活は家庭内及び社会的にほぼ自立している。
 II.日常生活に支障を来すような症状・行動や意思疎通の困難さが多少見られても、誰かが注意していれば自立できる。
 IIa.家庭外で上記IIの状態が見られる。
 IIb.家庭内でも上記IIの状態が見られる。
 III.日常生活に支障を来すような症状・行動や意思疎通の困難さが見られ、介護を必要とする。
 IIIa.日中を中心として上記IIIの状態が見られる。
 IIIb.夜間を中心として上記IIIの状態が見られる。
 IV.日常生活に支障を来すような症状・行動や意思疎通の困難さが頻繁に見られ、常に介護を必要とする。
 M.著しい精神症状や問題行動あるいは重篤な身体疾患が見られ、専門医療を必要とする。
 (出典)「認知症である老人の日常生活自立度判定基準」の活用について」
 (平成5年10月26日老健第135号、厚生省老人保健福祉局長通知)

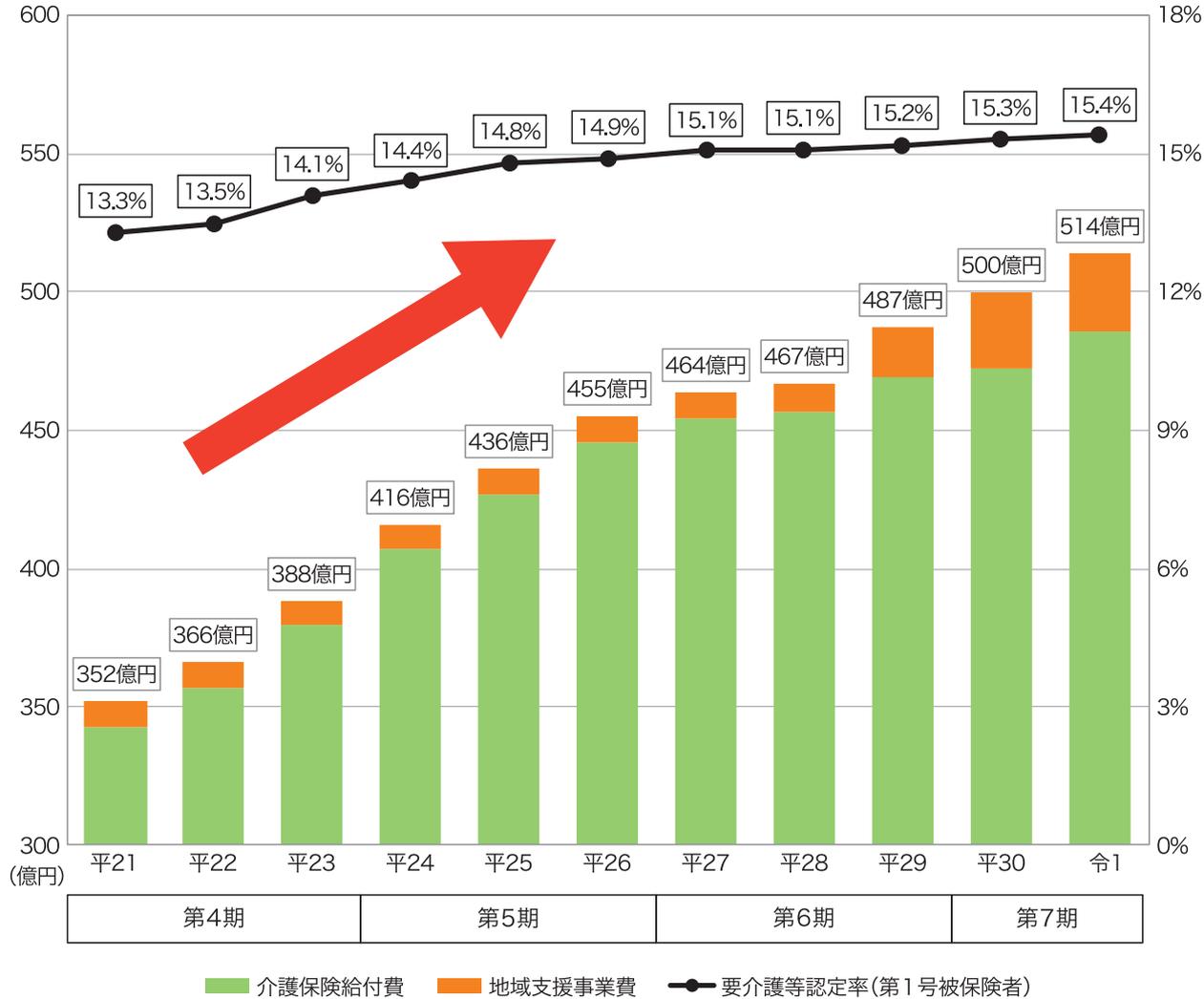
6 介護サービスの状況

① 介護サービス費の推移

ア 過去10年で介護サービス費は1.5倍増加

東三河8市町村全体の介護サービス費は、要介護等認定率の上昇とともに年々増加しており、第4期介護保険事業計画の初年度となる平成21年度の約352億円と比較し、第7期介護保険事業計画の2年度となる令和元年度には約514億円と、介護サービス費は10年で1.5倍(約162億円)増加しています。

■ 図表2-29 介護サービス費及び要介護等認定率の推移



※介護保険事業状況報告(年報)(厚生労働省)
令和元年度東三河広域連合介護保険特別会計

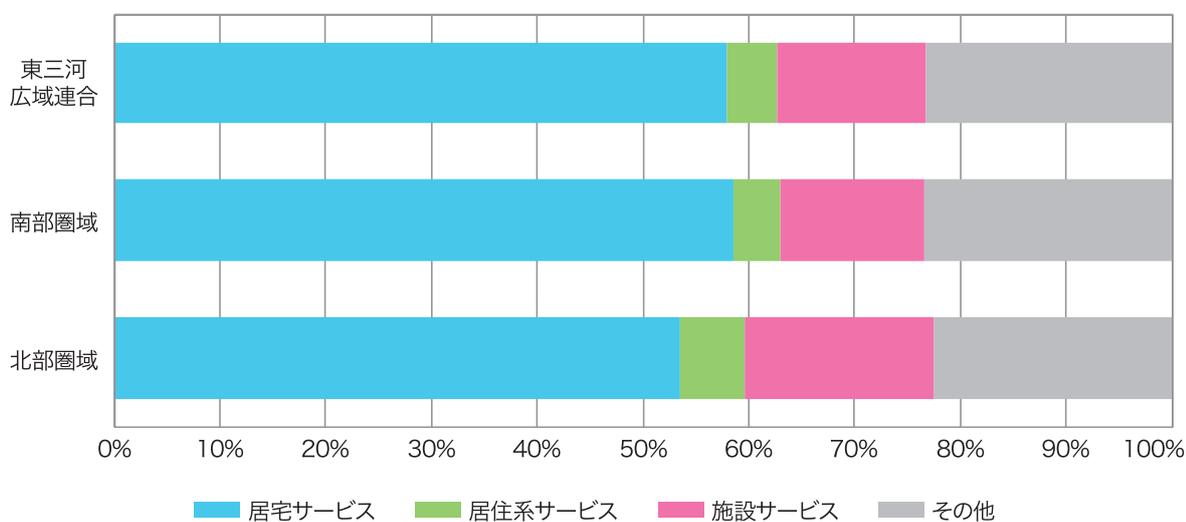
② 介護保険給付実績の状況

ア 北部圏域では居住系サービス及び施設サービスの受給率が高い

要介護等認定者のサービス受給状況を確認したところ、住宅改修と福祉用具購入を除き、何らかの介護サービスを受給している者は全体で約8割となっています。一方で、住宅改修と福祉用具購入のみを受給している者又はサービスを全く利用していない者の合計は全体の約2割となっています。

北部圏域では、特別養護老人ホーム等の施設サービスやグループホーム等の居住系サービスの受給率が南部圏域より高くなっています。

■ 図表2-30 圏域別の要介護等認定者のサービス受給状況(受給率)



※令和元年9月(10月審査分)の給付実績データに基づき集計
 「その他」には、住宅改修・福祉用具購入費のみの受給者や未利用者を含む
 施設サービスには小規模特別養護老人ホームを含む



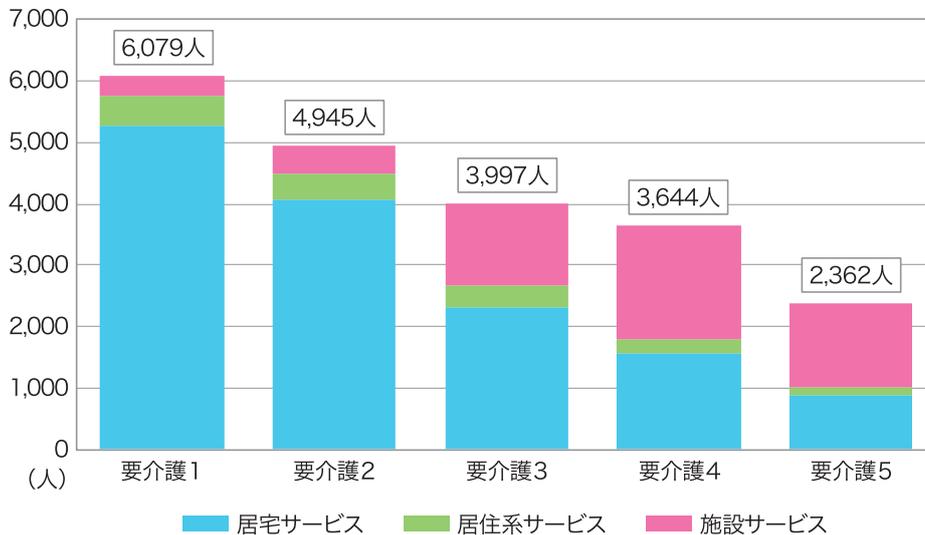
イ 要介護度が高くなるにつれ、施設サービスの受給率が上昇

東三河全体のサービス類型ごとの受給者数を確認したところ、要介護1では居宅サービスの受給率が87.6%となっています。一方で、要介護度が高くなるにつれ、施設サービスの受給率が上昇し、要介護5では半数以上の57.0%が施設サービスを利用しています。

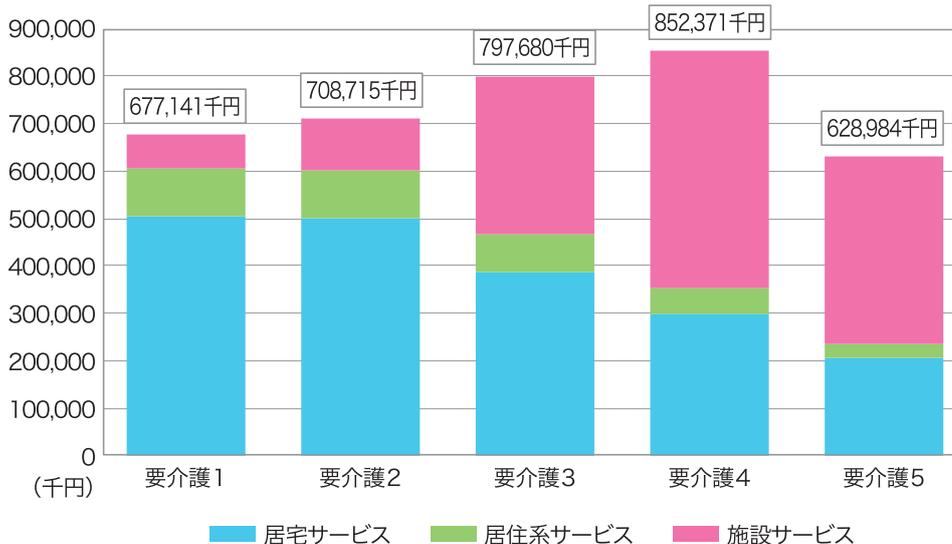
ウ 施設サービスは居宅サービスと比べて保険給付にかかる費用が大きい

東三河全体のサービス類型ごとの保険給付にかかる費用を確認したところ、要介護5では施設サービスの受給率は57.0%ですが、保険給付にかかる費用割合は62.9%を占めていることから、居宅サービスよりも施設サービスの方が保険給付にかかる費用が大きく、受給率の増加以上に、費用の増加が目立っています。

■ 図表2-31 要介護度別 居宅サービス、居住系サービス、施設サービスの受給状況(受給者数及び受給率)



■ 図表2-32 要介護度別 居宅サービス、居住系サービス、施設サービスの受給状況(保険給付費及び費用割合)



※令和元年9月利用分(令和元年10月審査分東三河広域連合調べ)
 住宅改修・福祉用具購入費のみの利用者は含めない
 施設サービスには小規模特別養護老人ホームを含む

③ 要因分析を踏まえた東三河の特徴

ア 東三河の介護保険料は全国平均や県と比べて低い

東三河の介護保険料は、全国平均や県と比べて低くなっています。これは、この地域の「第1号被保険者一人当たりの保険給付」が低いことを意味しています。

■ 図表2-33 第7期計画期間における平均介護保険料基準月額

	東三河	全国	県
保険料基準月額 (基金取崩後)	4,906円	5,869円	5,526円

※第7期計画期間における介護保険の第1号保険料及びサービス見込み量等について(厚生労働省)

■ 図表2-34 第1号被保険者一人当たりの給付月額

	東三河	全国	県
第1号被保険者 一人当たりの給付月額	18,393円	21,440円	19,468円
全国を100とした 場合の指数	86	100	91

※平成30(2018)年 介護保険事業状況報告年報(厚生労働省)

保険給付費に影響を与える要素は、介護サービスを利用する要介護等認定者数であり、つまり「要介護等認定率」の高低によってその費用が増減していきます。

イ 東三河の要介護等認定率は全国平均や県と比べて低い

東三河の要介護等認定率は、全国平均や県と比べて低くなっています。これは、この地域では元気な高齢者が多い、若しくは介護保険を使わなくても生活が成り立っている高齢者が多いことを意味しています。

■ 図表2-35 国・県・東三河の要介護等認定率(第2号被保険者を除く)

	東三河	全国	県
要介護等認定率(2号除く)	15.4%	18.5%	16.6%

※令和元(2019)年9月末現在 介護保険事業状況報告月報(厚生労働省)

ウ 東三河の4世帯に1世帯は高齢者と64歳以下の家族が同居

総世帯に占める、高齢者と家族(64歳以下)が同居する世帯(以下「家族同居高齢者世帯」という。)の割合を中核市及び政令市と比較したところ、東三河は最も高い割合となっており、4世帯に1世帯は、高齢者が64歳以下の家族と同居していることが分かりました。

■ 図表2-36 総世帯に占める各世帯の割合

	東三河	全国	県
家族同居高齢者世帯	25.2%	19.8%	18.9%
高齢者単独世帯	9.0%	11.1%	9.2%

※見える化システム(厚生労働省)に基づき算出(家族同居高齢者世帯は「高齢者を含む世帯」から高齢者のみの世帯を引いて算出)

エ 世帯状況が要介護等認定率に大きく影響

中核市及び政令市の世帯状況と要介護等認定率の関係性を分析したところ、「家族同居高齢者世帯の割合が大きく、高齢者単独世帯の割合が小さいほど、要介護等認定率が低くなる」相関の関係にあることが分かりました。

加えて、「高齢者単独世帯の割合が大きいほど、要介護等認定率が高くなる」相関の関係にあることも分かりました。

オ 家族同居高齢者世帯では要介護等認定を必要としない高齢者が多い

東三河の要介護等認定率が低いのは、家族同居高齢者世帯の割合が顕著に大きいこと、高齢者単独世帯の割合が小さいことがその要因として挙げられます。

家族と同居する高齢者は、家族と触れ合うことや出かける機会などが多く、生活自体が日常的な介護予防につながっていること、加齢に伴う衰弱が生じ始めても、家族による介助が可能であるため、家族同居高齢者世帯の割合が大きい東三河では、要介護等認定を必要としない高齢者が多いのではないかと考えられます。

カ 要介護等認定者一人当たりの保険給付は全国平均や県と比べてやや高い

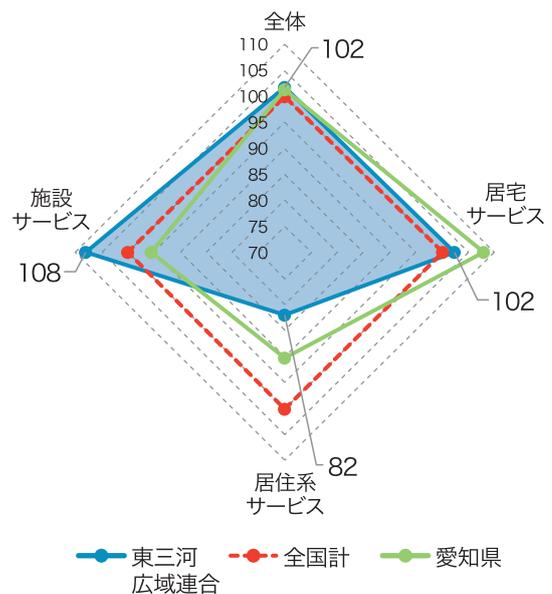
要介護等認定者一人当たりの保険給付は全国平均や県と比べてやや高くなっています。

要介護等認定者一人当たりの保険給付は、利用者である要介護等認定者がサービスを使うほどその費用は高くなっていくため、図表2-37のとおり、「認定者一人当たりの保険給付」の全国平均を100とした場合のサービス全体及びサービス類型ごとの指数を比較したところ、サービス全体が102である東三河は、全国平均や県よりもやや多くサービスが利用されていることがうかがえます。

■図表2-37 サービス類型別の利用状況(認定者一人当たりの保険給付(全国を100とした場合の指数))

	東三河	全国	県
サービス全体	102	100	101
居宅サービス	102	100	108
施設サービス	108	100	95
居住系サービス	82	100	90

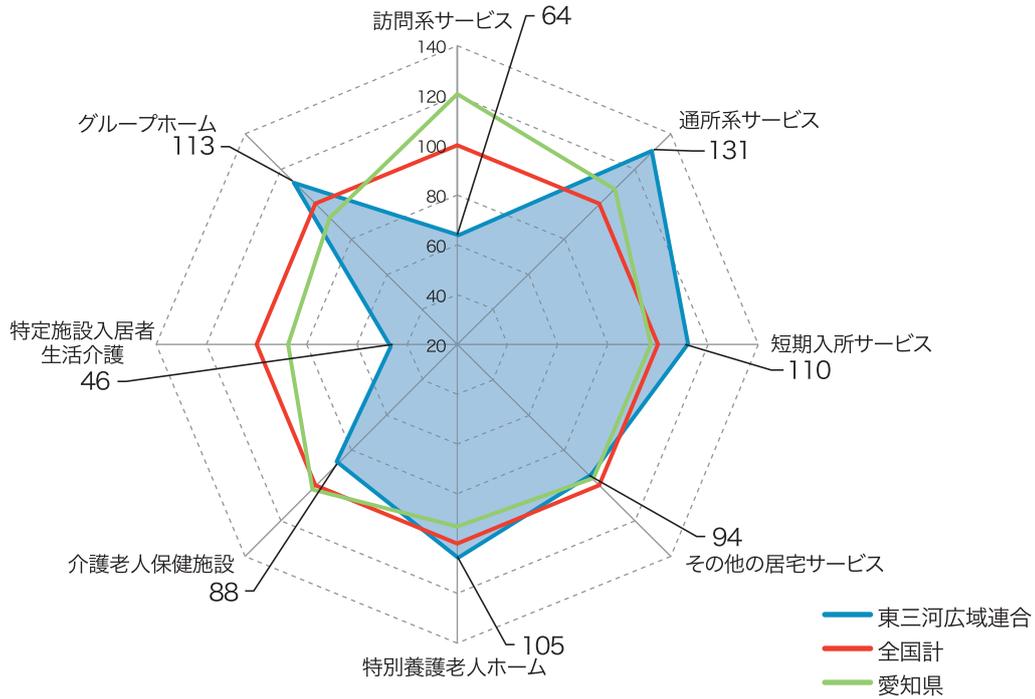
※令和元年9月利用分 介護保険事業状況報告(厚生労働省)
住宅改修・福祉用具購入費の利用者含む
施設サービスには小規模特別養護老人ホームを含む



一方で、図表2-38のとおり、サービス別の利用状況を確認すると、訪問系サービス、特定施設入居者生活介護(介護付き有料老人ホーム)は利用が少なく、通所系サービスや短期入所サービスなどは利用が多くなっています。

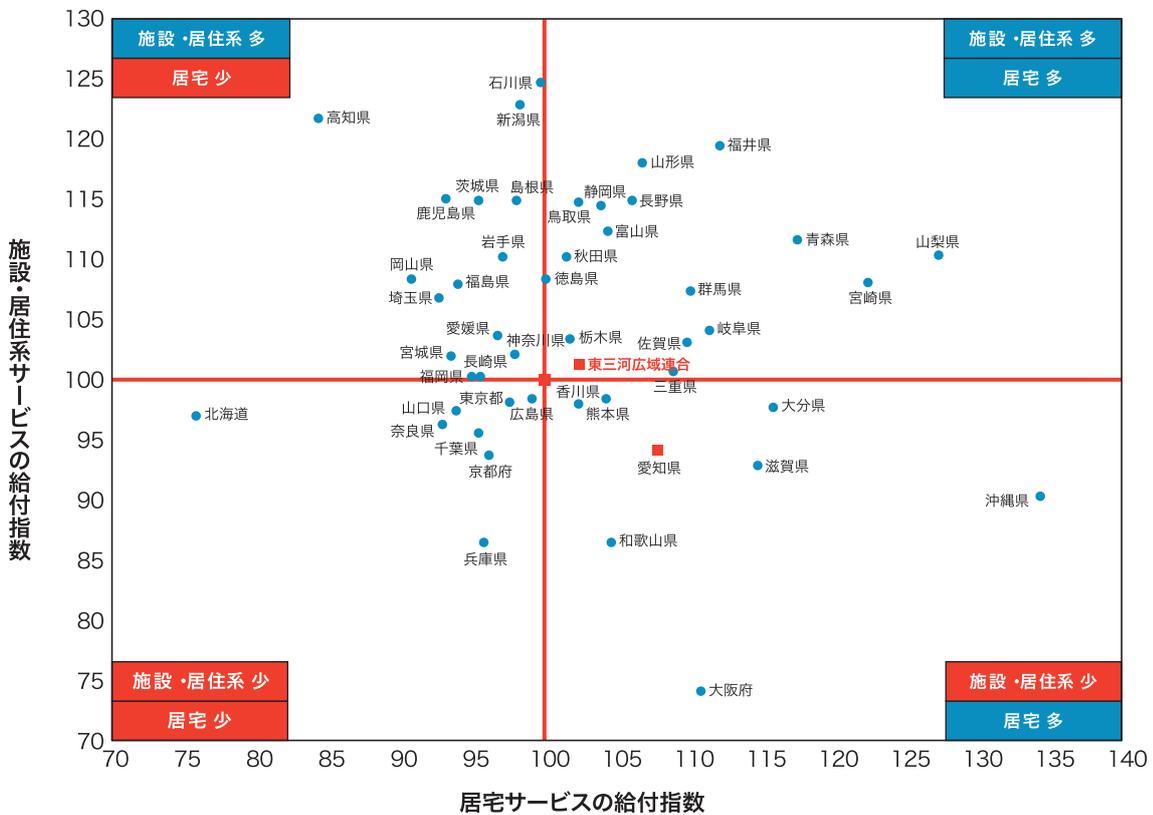
第2章 東三河地域の高齢者の現状と将来予測

■ 図表2-38 サービス別の利用状況(認定者一人当たりの保険給付(全国を100とした場合の指数))



※令和元年9月利用分介護保険事業状況報告(厚生労働省)
特別養護老人ホームには小規模特別養護老人ホームを含む

■ 図表2-39 サービス類型別の都道府県の利用状況(認定者一人当たりの保険給付(全国を100とした場合の指数))



※令和元年9月利用分介護保険事業状況報告(厚生労働省)
特別養護老人ホームには小規模特別養護老人ホームを含む

キ 世帯状況が介護サービスの需要に大きく影響

中核市及び政令市の世帯状況と介護サービスの利用状況の関係性を分析したところ、「家族同居高齢者世帯の割合が大きいほど、要介護等認定者が訪問系サービスや特定施設入居者生活介護（介護付き有料老人ホーム）を利用する割合が低くなる」相関の関係にあることが分かりました。

また、「家族同居高齢者世帯の割合が大きく、高齢者単独世帯の割合が小さいほど、要介護等認定者が通所系サービスを利用する割合が高くなる」相関の関係にあることが分かりました。

ク 東三河では訪問系サービスの需要が少ない

東三河では、家族同居高齢者世帯の割合が大きいため、家族と同居する高齢者は掃除や洗濯などの生活援助が必要でないことから、ホームヘルパー等による訪問系サービスの需要が少なくなっていると考えられます。

ケ 東三河では介護付き有料老人ホームなどの住まいの需要が少ない

東三河では、家族同居高齢者世帯の割合が大きいため、安心して暮らせる住まいが確保された高齢者が多いことから、特定施設入居者生活介護（介護付き有料老人ホーム）やサービス付き高齢者向け住宅などの住まいの需要が少なくなっていると考えられます。

コ 東三河では通所系サービスや短期入所サービスの需要が多い

東三河では、家族同居高齢者世帯の割合が大きいため、外出して介護を受けてもらう方が家族介護者のレスパイト（休息）につながることから、通所系サービスや短期入所サービスの需要が多くなっていると考えられます。

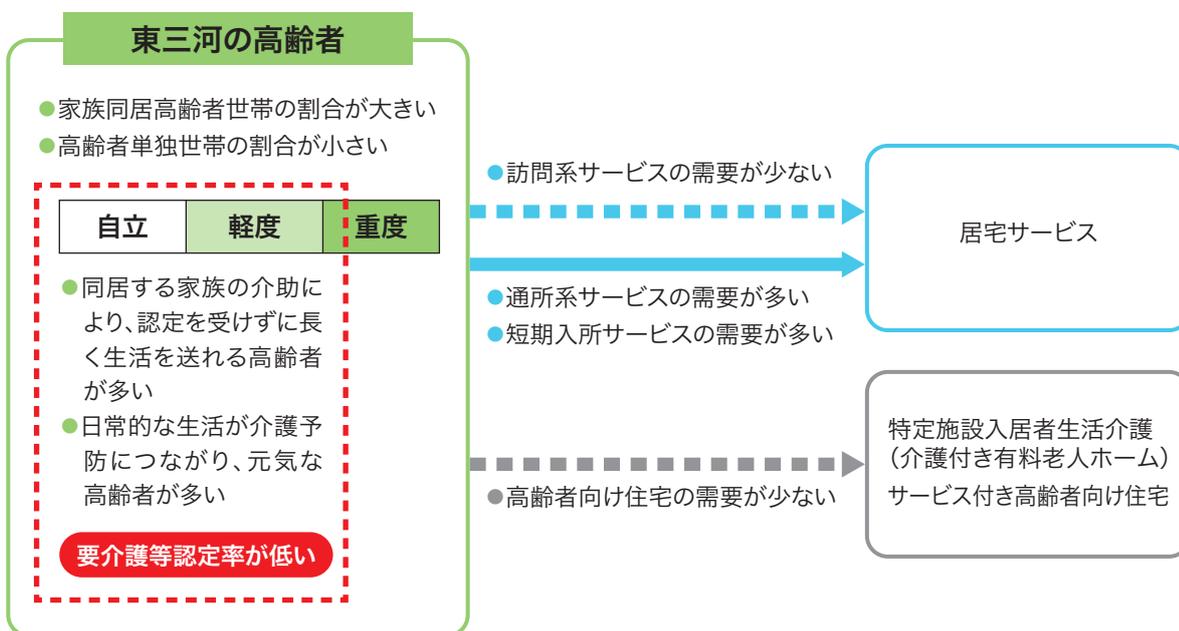


サ 要因分析を踏まえた東三河の特徴(まとめ)

家族同居高齢者世帯の割合が顕著に大きく、高齢者単独世帯の割合が小さいことを要因として、要介護等認定の状況やサービス需要の傾向などに以下の特徴が表れています。

- 要介護等認定率は、全国平均や県と比べて低い状況にある。
- 要介護等認定者一人当たりの保険給付は、全国平均や県と比べて高いことから、必要な介護サービスが受けられる供給体制となっている。
- 家族レスパイト(休息)につながる通所系サービスや短期入所サービスの需要が多く、訪問系サービスや住まいの需要が少ない傾向にある。

■ 図表2-40 要因分析による東三河の特徴

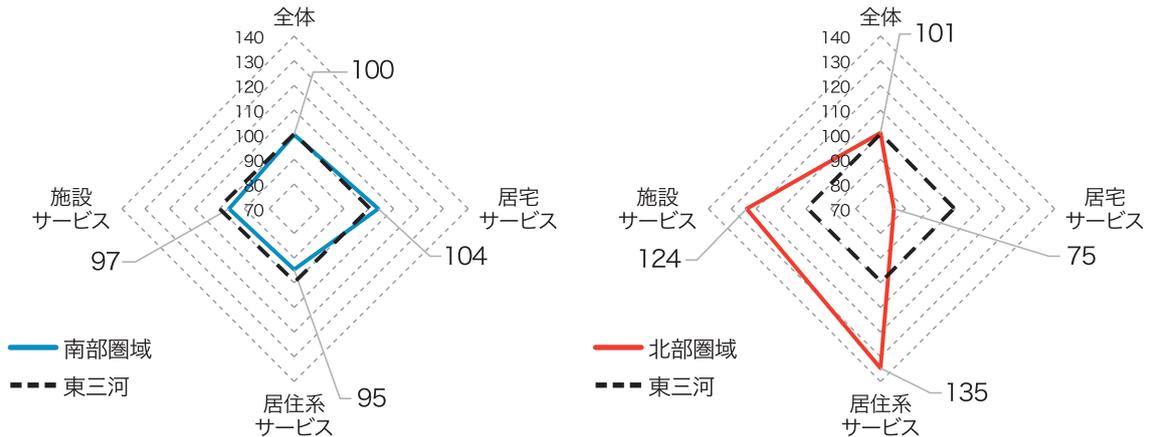


4 圏域別介護サービスの供給状況

ア 南部圏域と北部圏域では、認定者一人当たりの保険給付の状況が顕著に異なる

東三河の要介護等認定者一人当たりの保険給付月額を100とした場合、北部圏域ではサービス全体の値では差がほとんどないにもかかわらず、居住系サービス及び施設サービスの値が大きく上回っている一方で、居宅サービスの値は大きく下回っている状況です。

■ 図表2-41 圏域別の認定者一人あたりの保険給付の状況(第2号被保険者を含む)



サービス類型	状況	認定者一人当たりの給付月額		
		全体	東三河	
			南部圏域	北部圏域
居宅サービス	100	104	75	
訪問系サービス	100	105	68	
通所系サービス	100	104	74	
短期入所サービス	100	102	83	
その他居宅サービス(ケアマネジメントを含む)	100	103	82	
居住系サービス	100	95	135	
特定施設入居者生活介護(地域密着型を含む)	100	104	69	
グループホーム	100	92	158	
施設サービス	100	97	124	
特別養護老人ホーム(小規模特別養護老人ホームを含む)	100	98	114	
介護老人保健施設	100	95	137	
介護医療院・介護療養型医療施設	100	94	141	
全体合計	100	100	101	

※令和元年9月利用分(令和元年10月審査分)の給付実績データに基づき集計
住宅改修・福祉用具購入費のみの利用者は含めない

[参考]サービス種別

サービス類型		サービス種別(介護予防サービスを含む)
居宅サービス	訪問系	訪問介護、訪問入浴介護、訪問看護、訪問リハビリテーション、定期巡回・随時対応型訪問介護看護、居宅療養管理指導
	通所系	通所介護、通所リハビリテーション、認知症対応型通所介護、地域密着型通所介護
	短期入所	短期入所生活介護、短期入所療養介護
	その他	住宅改修費、福祉用具貸与(販売)、小規模多機能型居宅介護、看護小規模多機能型居宅介護、ケアマネジメント(居宅介護支援・介護予防支援)
居住系サービス		特定施設入居者生活介護、地域密着型特定施設入居者生活介護、グループホーム
施設サービス		特別養護老人ホーム、小規模特別養護老人ホーム、介護老人保健施設、介護医療院、介護療養型医療施設

1 地域特性や介護資源の状況によって、介護サービスの利用傾向に偏りが発生

介護サービスの利用傾向に偏りが発生する理由として、「地域特性の違い」や「介護資源の状況」などが挙げられます。

地域特性としては、図表2-42のとおり、東三河は高齢者と家族(64歳以下)が同居する世帯(以下「家族同居高齢者世帯」という。)の割合が高いことから、家族レスパイト(休息)につながる居宅サービス(通所系サービスや短期入所サービス)の利用ニーズが南北圏域ともに高くなっていると考えられます。

■図表2-42 圏域別の世帯状況等

世帯状況等	東三河			全国	県
	全体	南部圏域	北部圏域		
家族同居高齢者世帯 (高齢者と64歳以下の家族が同居)	25.2%	24.3%	35.1%	19.8%	18.9%
高齢者単独世帯	9.0%	8.8%	12.0%	11.1%	9.2%
高齢者を含む世帯の持ち家率	86.5%	85.5%	94.8%	81.6%	80.3%

※平成27年国勢調査(総務省)に基づき算出(家族同居高齢者世帯は「高齢者を含む世帯」から高齢者のみの世帯を引いて算出)

構成市町村職員を対象として実施した市町村ヒアリング(令和2年2月実施)の結果、家族同居高齢者世帯の多い東三河は「家族や本人が知らない人を自宅に入れたがらない」など、訪問系サービスの利用に抵抗感が強い地域であることが共通認識として挙げられており、南北圏域ともに訪問系サービスの利用傾向は他の居宅サービスと比べて少なくなっていると考えられます。

一方で、家族同居高齢者世帯の多い北部圏域が、施設サービスや居住系サービスの利用傾向が高い理由として、

- 北部圏域は介護資源(居宅サービス事業所数)が少ないことから、限られたサービスの中で家族の介護が困難になった場合には、施設やグループホームに入れざるを得ないケースが多いこと

※介護資源の状況については、図表2-47を参照

- 北部圏域は高齢者単独世帯の割合も高いため、一人で暮らせない程度に身体が衰弱すると施設への入所や、認知症状の進行によってはグループホームへの入居が必要になるケースが多いこと

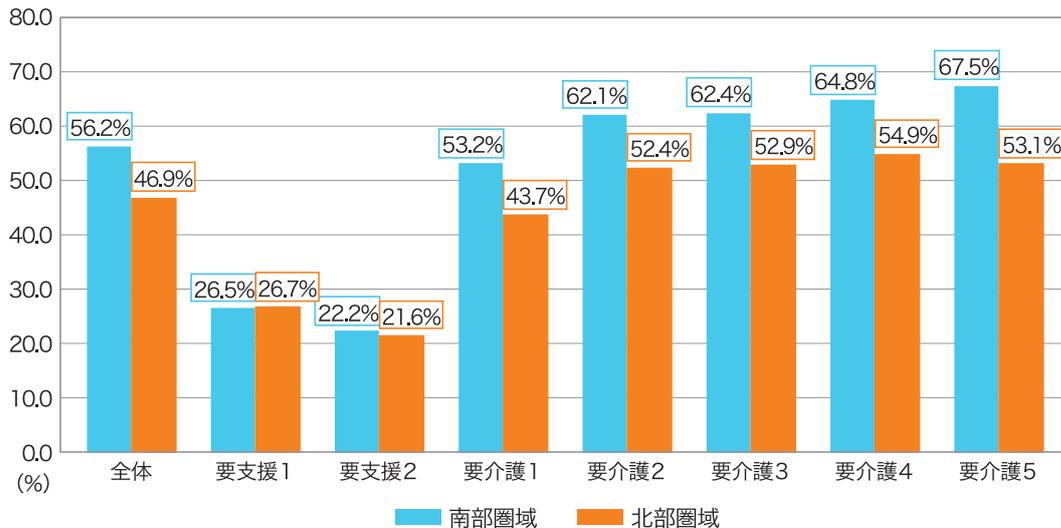
などが影響していると考えられます。

なお、図表2-42のとおり、東三河では高齢者を含む世帯の持ち家率が高く、安心して暮らせる住まいが確保された高齢者が多いことから、居住系サービスである特定施設入居者生活介護(介護付有料老人ホーム等)については、南北圏域ともに利用傾向が低いものと考えられます。

ウ 北部圏域は区分支給限度額に対する受給割合が10ポイント程度低い

要介護度ごとに定められた区分支給限度額（福祉用具購入等を除く居宅サービス利用時の保険給付を受けられる限度額）に対する受給割合を確認したところ、南部圏域では56.2%、北部圏域では46.9%となっており、北部圏域の方が10ポイント程度低くなっています。要介護度別で比較すると、要支援1・2では南部圏域と北部圏域の差はほとんど見られませんが、要介護1以上は全ての要介護度で北部圏域の方が低くなっています。

■ 図表2-43 圏域別の居宅サービス利用者の区分支給限度額に対する受給割合（第2号被保険者を含む）

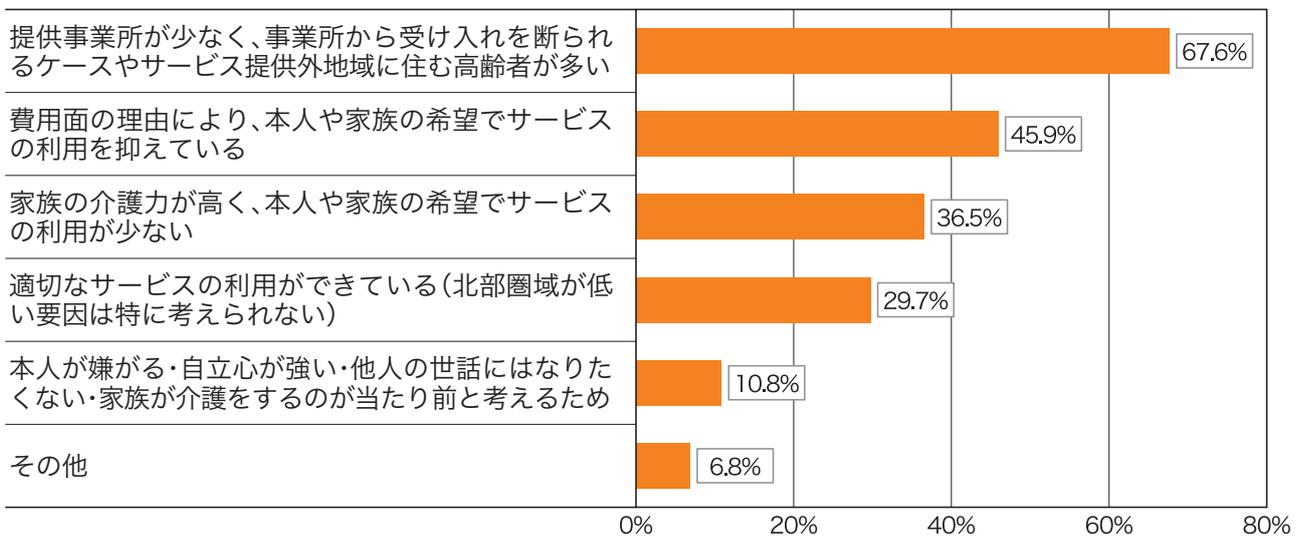


※令和元年9月利用分（令和元年10月審査分）の給付実績データに基づき集計

エ 北部圏域のケアマネジャーの7割が居宅サービス事業所の不足を感じている

北部圏域のケアマネジャーに対する調査では、「南部圏域と比べて北部圏域の区分支給限度額に対する受給割合が低い理由」として、7割が「提供事業所が少ない」を選択しています。

■ 図表2-44 居宅サービスの区分支給限度額に対する受給割合が低い理由「北部圏域ケアマネジャー74名 複数回答可」



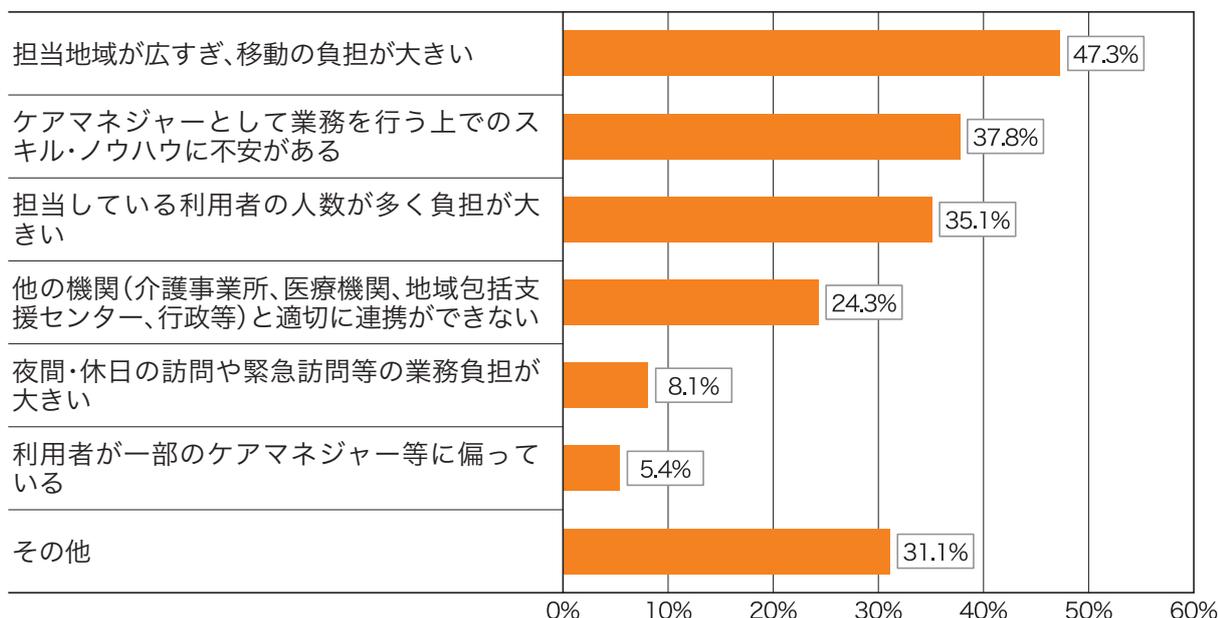
※令和2年2月東三河北部圏域における介護事業所に対するニーズに関するアンケート結果（東三河広域連合）

オ 北部圏域のケアマネジャーは、現状の課題として「担当地域の広さ」や「業務上のスキル・ノウハウの不安」を感じている

北部圏域のケアマネジャーに対する調査では、約5割が「担当地域が広すぎ、移動の負担が大きい」を選択、次いで約4割が「ケアマネジャーとして業務を行う上でのスキルやノウハウに不安がある」を選択しています。

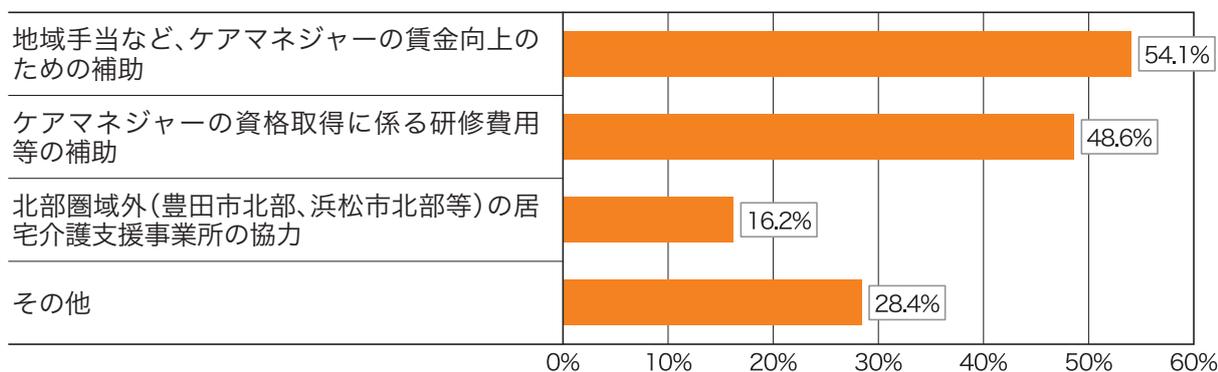
また、図表2-46のとおり、課題解決のために有効と思う施策として、約5割が「地域手当など、ケアマネジャーの賃金向上のための補助」を選択、次いで約5割が「ケアマネジャーの資格取得に係る研修費用等の補助」を選択しています。

■ 図表2-45 ケアマネジャーの状況として感じている課題「北部圏域ケアマネジャー74名 複数回答可」



※令和2年2月東三河北部圏域における介護事業所に対するニーズに関するアンケート結果（東三河広域連合）

■ 図表2-46 課題解決のために有効と思う施策「北部圏域ケアマネジャー74名 複数回答可」



※令和2年2月東三河北部圏域における介護事業所に対するニーズに関するアンケート結果（東三河広域連合）

カ 北部圏域は居宅サービス事業所が少なく、居住系・施設サービス事業所が多い

要介護等認定者千人当たりの介護サービス資源（介護サービス事業所数）は、南部圏域では全国と比べて通所系サービスや小規模特別養護老人ホームが多く、北部圏域では全国と比べてグループホームや特別養護老人ホームが多い状況です。

北部圏域の居宅サービス事業所数は、認定者千人当たり15.6と全国（21.1）や南部圏域（20.3）と比べて少なく、中でも、訪問系サービスは3.7と全国（7.6）や南部圏域（5.8）と比べて少ない状況です。一方で、北部圏域の居住系サービス事業所数は、認定者千人当たり3.2と全国（2.9）や南部圏域

（2.3）と比べて多く、施設サービス事業所数も、認定者千人当たり3.0と全国（2.4）や南部圏域（2.4）と比べて多いことから、北部圏域では居宅サービスの不足を補う形で居住系・施設サービスが供給されていると考えられます。

北部圏域の訪問系サービス事業所が南部圏域等と比べて少ない理由としては、図表2-48のとおり、北部圏域では地域の要介護等認定者が広範囲に点在していることから、介護職員等の移動に時間を要してしまい効率的なサービス提供ができず、運営に支障をきたすことなどが挙げられます。

■図表2-47 要介護等認定者千人当たりの介護サービス事業所数

サービス類型	状況	認定者千人当たりの事業所数				
		全体	東三河		全国	県
			南部圏域	北部圏域		
居宅サービス		19.7	20.3	15.6	21.1	21.4
訪問系サービス		5.5	5.8	3.7	7.6	8.0
通所系サービス		10.1	10.4	8.2	8.8	9.2
短期入所サービス		2.4	2.3	2.5	2.6	2.1
その他居宅サービス(ケアマネジメントを除く)		1.7	1.7	1.2	2.1	2.1
ケアマネジメント		6.2	6.2	5.9	7.2	6.8
居宅介護支援		5.1	5.1	4.9	6.4	6.1
介護予防支援		1.1	1.1	1.0	0.8	0.7
居住系サービス		2.5	2.3	3.2	2.9	2.5
特定施設入居者生活介護(地域密着型を含む)		0.4	0.4	0.2	0.8	0.8
グループホーム		2.0	1.9	3.0	2.1	1.7
施設サービス		2.5	2.4	3.0	2.4	2.0
特別養護老人ホーム		0.9	0.9	1.5	1.2	0.9
小規模特別養護老人ホーム		0.8	0.8	0.2	0.3	0.3
介護老人保健施設		0.5	0.5	0.7	0.7	0.6
介護医療院		0.1	0.1	0.0	—	—
介護療養型医療施設		0.2	0.1	0.5	0.2	0.1
全体合計		30.8	31.2	27.7	33.6	32.7

※平成29年介護サービス施設・事業所調査(厚生労働省)、令和元年11月事業所データ(東三河広域連合)に基づき算出
 全国・県の「訪問リハビリ・居宅療養管理指導・介護医療院」の事業所数の統計データがないため、東三河含めて未計上
 要介護等認定者数は、平成30年9月末時点介護保険事業状況報告月報(第2号被保険者除く)(厚生労働省)
 認定者千人当たりの事業所数=それぞれの地域の事業所数/(それぞれの地域の要介護等認定者数/1,000人)
 全国値より10%以上高い「↑」、全国値より10%以上低い「↓」、全国値の10%前後内「↗」「↘」

■図表2-48 圏域別の人口密度(第2号認定者を含む)

人口密度等	全体	東三河		全国	県
		南部圏域	北部圏域		
人口密度(要介護等認定者数/面積)	19人/km ²	42人/km ²	4人/km ²	18人/km ²	61人/km ²

※面積(構成市町村、国土交通省)、令和元(2019)年9月利用分介護保険事業状況報告月報(厚生労働省)に基づき算出

キ 北部圏域の住民は、圏域外の居宅サービス事業所を利用している割合が高い

北部圏域の住民が、南部圏域の居宅サービス(ケアマネジメントを除く)を利用している割合が15.4%、東三河以外の隣接市町村の居宅サービスを利用している割合が4.3%となっており、南部圏域や東三河以外のサービス事業所を利用しているケースが19.7%と多い状況です。

一方、南部圏域の住民が、北部圏域の居宅サービス(ケアマネジメントを除く)を利用している割合が1.3%、東三河以外の隣接市町村の居宅サービスを利用している割合が2.2%となっており、北部圏域や東三河以外のサービス事業所を利用しているケースが3.5%と少ない状況です。

■ 図表2-49 圏域外の介護サービス事業所の利用状況

サービス類型	南部圏域の住民が利用するサービス事業所の所在地			北部圏域の住民が利用するサービス事業所の所在地		
	南部圏域	北部圏域	東三河以外	北部圏域	南部圏域	東三河以外
居宅サービス	96.5%	1.3%	2.2%	80.3%	15.4%	4.3%
訪問系サービス	98.3%	0.1%	1.6%	61.5%	32.4%	6.1%
通所系サービス	99.1%	0.1%	0.8%	90.0%	7.1%	2.9%
短期入所サービス	98.9%	0.1%	1.0%	78.4%	8.7%	12.9%
その他居宅サービス	91.1%	4.3%	4.7%	83.3%	14.5%	2.2%
居住系サービス	98.6%	0.2%	1.2%	95.8%	3.4%	0.8%
特定施設入居者生活介護	96.0%	0.6%	3.4%	86.4%	9.1%	4.5%
グループホーム	100.0%	0.0%	0.0%	97.7%	2.3%	0.0%
施設サービス	95.8%	0.5%	3.6%	83.3%	5.8%	10.9%
特別養護老人ホーム	96.4%	0.4%	3.2%	89.3%	4.9%	5.8%
小規模特別養護老人ホーム	100.0%	0.0%	0.0%	96.6%	3.4%	0.0%
介護老人保健施設	92.4%	0.6%	7.0%	71.5%	5.5%	22.9%
介護医療院	96.5%	0.0%	3.5%	0.0%	40.0%	60.0%
介護療養型医療施設	97.3%	2.4%	0.3%	89.4%	9.6%	1.1%

※令和元年9月利用分(令和元年10月審査分)の給付実績データに基づき集計

東三河以外とは、構成8市町村に隣接する東三河以外の市町村とする(構成8市町村の住民が、それぞれ隣接する市町村以外(名古屋市など)のサービス事業所を利用していた場合は、利用状況を算定する基礎数値から除外している)。

「その他居宅サービス」は住宅改修・福祉用具購入費・ケアマネジメントを除き、「特定施設入居者生活介護」は地域密着型を含む。

ク 北部圏域の住民は、圏域外の施設サービス事業所を利用している割合も高い

図表2-49のとおり、北部圏域の住民が、南部圏域の施設サービスを利用している割合が5.8%、東三河以外の隣接市町村の施設サービスを利用している割合が10.9%となっており、南部圏域や東三河以外のサービス事業所を利用しているケースが16.7%と多い状況です。

一方、南部圏域の住民が、北部圏域の施設サービスを利用している割合が0.5%、東三河以外の隣接市町村の施設サービスを利用している割合が3.6%となっており、北部圏域や東三河以外のサービス事業所を利用しているケースが4.1%と少ない状況です。

ケ 圏域別介護サービスの供給状況(まとめ)

南部圏域の分析結果

- 家族同居高齢者世帯の割合が高いため、居宅サービス(通所系サービス、短期入所サービス)のニーズは高い
- 高齢者単独世帯の割合が低いため、一部の居宅サービス(訪問系サービス)のニーズは低い
- 居宅サービス事業所、居住系・施設サービス事業所が充足している
- 圏域外の居宅サービスの利用も少ないため、圏域内で概ね利用者のニーズに合わせたサービスが提供される、必要な介護サービスが受けられる供給体制がある

北部圏域の分析結果

- 家族同居高齢者世帯の割合が高いため、居宅サービス(通所系サービス、短期入所サービス)のニーズは高い
- 高齢者単独世帯の割合も高いため、一人暮らしの高齢者の生活支援等につながる訪問系サービスのニーズは高い
- 広範囲に地域の高齢者が点在するため、訪問系サービス事業所は効率的な運営が困難
- 居宅サービス事業所の少なさを起因として、区分限度額に対する利用割合が低くなる傾向
- 居宅サービスの不足を補う形で居住系・施設サービスが供給される体制となっている
- 圏域内の居宅サービス事業所が充足していないことから、圏域外の居宅サービス(特に、訪問系サービスと短期入所サービス)を利用、若しくは、圏域内の居住系・施設サービスの利用に流れている
- 圏域外の居住系・施設サービスの利用割合も高いことから、一人暮らしの高齢者などは、圏域外(家族の住所地等)に転居して、居住系・施設サービスを利用するケースも多い

■ 図表2-50 圏域別の介護サービスの供給状況(イメージ)

